

令和5年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和5年6月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 15人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税務課長	山岸裕子
町民課長	川本博孝	福祉課長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教育課長	椎野晃一	—	—

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。鮎釣りも解禁となり、酒匂川にも太公望が訪れています。さて、去る5月29日、松田町告示第40号により令和5年第2回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

なお、この定例会期間中も新型コロナウイルス感染予防として、議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可します。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しておりますので、御理解ください。なお、本定例会中はクールビズを実施しております。適宜各自の判断で上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

報告いたします。唐澤議員より、体調不良のため本日の第2回定例会を欠席する旨の届けが提出されていますので、御報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和5年第2

回松田町議会定例会の開催を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。11番 寺嶋正君、12番 大館秀孝君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る6月1日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和5年第2回議会定例会の招集に当たり、去る6月1日、午後1時30分より、委員5名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日6月6日から6月9日までの4日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の6月6日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」までを行います。

本会議2日目の7日は、日程第6「議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例」から日程第9「議案29号令和5年度松田町一般会計補正予算（第2号）」までの審議を行います。日程第6「議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例」は即決でお願いいたします。議案第26号の終了後に、大会議室において議会全員協議会を開催します。内容は、西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定についての説明をしていただきます。終了後、議員だけの協議を行います。日程第7「議案第27号工事請負契約の締結について（令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備）」は、質疑等を行い、即決でお願いします。日程第8「議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について」は、新規の指定管理者

ですので、説明の後、質疑を行い、産業厚生常任委員会に付託します。日程第9「議案第29号令和5年度松田町一般会計補正予算（第2号）」は、質疑等を行い、即決でお願いします。本会議終了後は産業厚生常任委員会を開催し、付託となります議案第28号の審査をお願いします。なお、委員会には必要に応じて職員をお呼びすることもありますので、待機をお願いします。

8日は、委員会活動日とします。午前に松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会を開催し、終了後、議会改革推進特別委員会を開催します。なお、常任委員会の予備日にもなっておりますので、各委員長の指示によりお願いいたします。

本会議3日目の9日は、日程第8「議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について」の産業厚生常任委員会委員長からの報告の後、質疑、討論、採決を行います。休憩中に議会全員協議会を開催します。内容は、農業委員会委員の任命についてなどの説明をしていただきます。日程第10「同意第1号」から日程17「同意第8号農業委員会委員の任命について」は、人事案件ですので、例年どおり討論を省略の上、即決でお願いします。日程第18「報告第1号」から日程第20「報告第3号令和4年度松田町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について」は、担当課長からの報告の後、質疑を行います。採決はとりません。2日目に開催します議会全員協議会において、審議内容が終了しなかった場合は、休憩を取って、休憩中に大会議室において議会全員協議会を開催します。終了後に本会議を再開いたします。日程第21「各種委員会委員等の諸般報告」、日程第22「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。

なお、本議会は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。

また、陳情につきましては1件の提出があり、机上配付となりましたので、御高覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら私のほかにも委員がおられますので、補足説明させていただきます。よろしくお

願いいたします。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和5年第2回松田町議会定例会の会期は本日6月6日から6月9日の4日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。アジサイが目を引くようになり、季節の変わり目を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。去る5月29日に令和5年第2回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員多数の御出席を賜り、ここに本定例会が開催されますことを心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先週末の大雨についての被害等について、御報告を簡単に申し上げます。大きいものといましては、最明寺に向かう林道にですね、ちょっと木が倒れていたということでありました。ほかにつきましては、うちの職員で対応ができるという範囲でございましたので、一安心というふうなこともあります。また、避難所の開設をですね、御存じのようにさせていただいたところ、寄地区、松田地区、両方ともに避難をされた方はいらっしゃらなかったということで、土曜日のお昼までにですね、2か所解散をし、役場の職員もその後に体制を解散したということでありました。ちょっと安堵しておったんですけどもね、その夜8時頃、萱沼地区のほうで大きな音がしたということで、消防と警察、また町の職員で現地の確認に行ったところ、真っ暗でもありましたし、現地の確認がとれないということで、翌日にやるというふうなことで対応させていただきました。役場の職員は、朝5時に役場に集合し、現地にて消防団員さんと合流をしてですね、総勢40人、消防団が15人、松田町が25人ぐらいのことで、40人態勢で現場を確認したところ、1時間ぐらい確認した結果、民家のちょっ

と裏山のほうで、直径が1メートル近い大木が2本倒れていたということでした。地割れだとかそういうことがあって、土砂災害が起きるということがないということ判断した結果、8時頃に現場を後にしたということでもあります。今後このようなことが起こる、起き得る可能性も十分あるので、注視しなきゃいけないというふうに改めて感じたところでもございますので、簡単ですけども、御報告をさせていただきます。

さて、コロナ禍による影響が長引く中、政府は3月13日にマスク着用は個人の判断に委ねるということを基本とし、また新型コロナの感染症法上の位置づけを5月8日から例年流行するインフルエンザと同じ5類とされました。自分自身の感染を防ぐための対策は、個人の判断に任せるということになり、隔離や療養の規定もなくなりましたが、町行政といたしましてはコロナの流行状況を見ながら、基本的な対応として3密を避けるなど感染症予防対策には細心の注意を講じながら、新たな日常生活への対応に引き続き取り組んでまいります。

それでは、行政報告について、日を追って詳細に報告させていただくところでございますが、さきにお配りをさせていただいている公務報告書にて割愛させていただきます、主な行事について御報告をさせていただきますことを、まず御了承いただきたいというふうに存じます。

新型コロナウイルスの影響で、保育園や幼稚園、小・中学校における生活が継続して影響を受けた1年でもありましたが、思い出が詰まった学びやに別れを告げ、それぞれの道へ踏み出す区切りといたしまして、3月8日に松田中学校65名、17日に寄幼稚園4名、16日には松田幼稚園園児39名、22日に松田小学校の児童84名及び寄小学校児童7名、25日にはさくら保育園園児28名、それぞれ園修了証書及び卒業証書授与式を、コロナ禍の影響を配慮し、来賓及び保護者等の皆様の出席を縮小して執り行いました。子供たちは、これから迎える新生活への期待を胸に、新たな一歩を踏み出したというふうに存じております。

次に、4月に行われた入園式、入学式でございますが、4月6日の午前中に松田小学校68名、寄小学校4名、午後には松田中学校83名の入学式が行われ、4月5日には松田さくら保育園が16名の入園、4月10日には松田幼稚園22名、

寄幼稚園 1名の園児が入園され、式が行われました。子供たちの健やかな成長と子育て世代の支援について、今後もより一層、保育・教育関連事業を含めたチルドレンファーストの推進事業について、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

次に、松田山の山頂付近にあります、まるで桃源郷と言われるほどの色とりどりの花が咲き誇る最明寺史跡公園での最明寺例祭が4月10日に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係者のみで開催されました。最明寺史跡公園は、町の指定文化財でもあり、引き続き維持管理に取り組んでまいります。

続きまして、5月3日に生涯学習センターまつりとして、生涯学習の啓発と利用者間の交流などを図ることを目的に開催をいたしました。本年度もボルダリングや日本舞踊の体験会、国際交流など、子供・大人を含めて約300人ほどの方が参加をされ、楽しんでいただきました。今後も子供たちに夢を与えられるよう、利用者の拡大に向けて民間企業との連携して生涯学習センターの活用に取り組んでまいります。

5月21日には、酒匂川統一美化キャンペーンが開催され、ボランティア等36団体、531名の皆様が酒匂川及び川音川の河川内のごみ拾い等、清掃に御協力をしていただきました。集まったごみは約600キロで、前回よりも約440キロほど減少しているということでしたので、美化意識の向上が図られている結果となりました。引き続き町民や来町者の皆様方の環境美化意識の向上を図るため、自治会、各種団体、企業、ボランティア等との連携による町ぐるみでの環境美化推進に取り組んでまいります。

同日には新松田駅北口地区市街地再開発準備組合の設立総会が開催されました。同準備組合は、昨年度から計6回にわたる検討会において、事業に係る理解を深めてこられた権利者の皆様の御意向を踏まえ、設立をされたものでもございます。今年度は、より具体的に検討するため、事業協力者いわゆるディベロッパーと言われる方々の選定や、都市計画決定に関し地権者の合意形成を図ってまいりますので、一層の御支援、御協力を賜りたいというふうに存じます。

次に、町中みんなで楽しむ運動・スポーツの祭典「松田町チャレンジデー20

23」の5月31日に開催いたしました。この全国的なチャレンジデーは、主催者より通達があり、本年度で最後の開催となりました。本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集団向けプログラムを実施しないため、オープン参加での実施となりました。当日は松田中学校屋内運動場において、パン食い競争や玉入れなどのナイト運動会を開催し、生涯学習センターではピラティスやパーソナルジム、町体育館ではスポーツ協会レクリエーション部によるリズム体操やボッチャ体験などを通じて、健康づくりや運動することの大切さを実感することができました。今後も生涯学習にわたる健康・体力づくりを推進するための機会の提供に取り組んでまいりたいとも考えております。

それでは、町の決算関係について御報告いたします。令和4年度の一般会計と特別会計は、上水道事業会計を除いて5月31日をもって出納整理期間が終了いたしましたので、これから計数を精査の上、監査委員による決算審査を受けるための準備を今現在進めているところでもございます。未確定ではございますが、令和4年度単純差引合計の形式収支をお伝えをいたします。一般会計の歳入総額は約57億3,800万円、歳出総額につきましては約52億7,500万円ほどで、現時点の形式収支額は、その差引きとなります約4億6,300万を見込んでおります。これは主に収支では予算に比べて地方交付税や地方消費税交付金の増額、町税の増収などの影響によるものと、歳出では地方創生臨時交付金の有効活用に伴う各事業費の財源補正などによるものでございますが、ただ、この中には新型コロナウイルスワクチン接種対策や体制整備に要する費用の返還金も含まれているので、さらなる精査が必要となります。この結果は、コロナ禍であっても本町の将来を見据え、夢の実現に向け、町民と町が一丸となって取り組んだ結果になるものと考えております。今後は、先ほど述べましたとおり、全会計の計数の精査を重ねた上、決算審査に付して監査委員の御意見を頂いた上で、第3回定例会において全会計の決算認定を御審議お願いいたしますので、その節にはよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の定例会に付議いたしました案件について御報告いたします。議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年度税

制改正による地方税法等の一部改正に伴い、松田町税条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

議案第27号工事請負契約の締結について（令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備））については、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するものでございます。

議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

議案第29号令和5年度松田町一般会計補正予算（第2号）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や、退職消防団員報償金について、歳入同額の基金収入などを補正させていただくものでございます。

同意第1号から同意第8号までにつきましては、農業委員会委員の任命についてでございますが、令和5年7月19日をもって委員の任期が満了するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、報告第1号令和4年度松田町一般会計継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をいたします。

報告第2号令和4年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第3号令和4年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をさせていただきます。

以上、提案させていただいた案件につきましては、記事の進行に伴い、私はじめ副町長、教育長、課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上が行政報告となります。本日から何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和5年第1回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前にお諮りいたします。本定例会でも一般質問の録画をしたいと思っております。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会で一般質問の録画をいたします。なお、放映に向けて質問終了後、次の質問者の番になるときに、二分程度インターバルをとりますので、御承知おきください。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺 嶋 おはようございます。それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、質問議員、11番 寺嶋正。件名、国保税に係る子供の均等割減免と自転車用ヘルメット補助を。

要旨。(1)国民健康保険税の均等割は、所得がゼロの世帯にも、所得が減った世帯にも重くのしかかります。子育て支援を進めるために、均等割減免の対象を未就学児に限定しないで、町独自で18歳まで対象を拡大する考えと、多子世帯の均等割減免について伺います。

(2)令和5年4月1日から、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車事故等による死亡やけがを減らすことや、自転車に乗る人々の安全を確保するために、ヘルメット購入費用の一部を補助する考えと、自転車の安全利用の推進に対する考え方を伺います。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行され、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構築を見直し、全ての世代で広く安心を支えていくための改正が行われました。その中の1つとして、子供に係る国民健康保険税等の均等割額の軽減措置が導入され、具体的には令和4年4月1日より国民健康保険税において未就学児に係る均等割保険料の5割を、50%を公費により負担し、軽減するものでございます。

本町における国民健康保険被保険者は、令和5年4月1日時点で2,689人であり、また世帯数で1,516世帯がありまして、未就学児であります0から6歳が30名で、今回御提案があるその上、7歳から18歳までが96名となっております。

所得による軽減を見込まずに、単純に均等割減額のみ計算した場合について御説明させていただきます。現行の未就学児の均等割半額を18歳まで拡大した場合、96人分で約180万円の財源が必要となります。近隣では大井町さんが令和2年度から18歳以下の子供たちを対象に、国保税の均等割を全額免除しておりますが、対象者全体での1人当たりの実績医療費が神奈川県下33自治体のうち最も低い水準となることから、国保会計の安定した黒字経営が続き、財源確保ができたため、子育て支援策の一つとして始めたと同っております。大井町と同様に全額を免除した場合は、毎年約420万円の財源が必要となります。

本町の国保運営状況を申しますと、国民健康保険事業費納付金については、平成30年度の制度改正に伴う激変緩和を受けており、平成30年度から最終年度となります令和13年度までの合計として約3億1,500万円が免除される予定となっております。そのような中であっても、令和5年度の納付金の…納付金というのは県のほうに納付する分の予算は3億1,928万9,000円となりまして、前年度比より1,513万4,000円の増加となっているため、今まで積み立ててきた財政調整基金を取り崩して対応する運営状況となっております。

今後も給付金の増加には財政調整基金を充当し、ぎりぎりまで現行の保険税のまま値上げを行う方針で現在進めておりますので、国民健康保険税の均等割額の軽減について、新たな施策として今すぐ町単独での18歳までの拡大するためには、財源を確保する必要があり、そのためには国保税の値上げをすることになりますので、被保険者全体の負担を増えることを鑑みますと、国保運営協議会での御意見を賜りながら慎重に取り組む必要があるというふうに考えております。

続きまして、2点目についてお答えを申し上げます。令和5年4月1日より道路交通法の一部が改正され、全ての自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務となりました。神奈川県交通安全対策協議会の調査では、自転車用ヘルメットを着用していない状態で車両事故を起こした場合と、着用していない場合との比較を行った結果、致死率は約2.2倍となっております。現在、町では道路交通法の一部改正について、ホームページ等で周知及び「広報まつだ」にて年末の交通事故防止運動期間に合わせて自転車用ヘルメットの着用を推奨しているところでもございます。

さて、自転車用ヘルメットの購入補助金制度については、現在神奈川県内の33市町村のうち3市町が制度を設けております。神奈川県内では厚木市、大和市及び愛川町が補助を実施しております。厚木市と愛川町さんは、1人上限1,000円とし、大和市さんでは13歳未満の幼児・児童を対象として、上限2,000円の補助を行っております。松田町といたしましては、今後、まずは自転車用ヘルメットの着用の有効性や必要性の周知を強化し、並行して自転車用ヘルメットの購入の補助制度について、先進自治体の状況や関係機関との意見交換を行い、その結果に応じて対応したいというふうに考えております。

次に、自転車の安全利用の推進についてお答えをいたします。現在、町では小学生を対象とした自転車安全教室を5月に、8月に開催される自転車安全乗り方大会の参加を通じて、また中学生は例年4月に自転車の安全な乗り方講習会、さらには毎月1日と15日の交通安全指導や、5月1日から31日に自転車マナーアップ強化月間として安全指導を行っております。

このように、これまでは児童・生徒を対象とした自転車の安全利用の推進に取り組んでまいりましたが、今後は一般の方や高齢者を対象とした安全講話などの実施や、自転車の交通ルール、自転車損害補償保険への加入など、安全についてに関する情報を周知するとともに、警察、足柄交通安全協会、交通指導隊などの関係機関と連携し、自転車の安全利用について推進を図ってまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。以上です。

11番 寺 嶋 それでは、幾つか再質問を行わせていただきます。1点目の国保税に係る子供の均等割の減免の質問の要旨ということですが、この国保税の子供の均等割は、医療分と後期分で年間約3万8,000円ぐらいね、保険税が発生するようなことになっております。0歳児を含めた家族一人一人に均等割がかかるため、子供が多い家庭ほど保険税が高くなります。子供の均等割の減免について、現在未就学児まで、今回回答がありましたように、未就学児まで均等割の5割を公費で軽減しております。さらに7割、5割、2割軽減の措置がされている世帯には、そこから減額が上乘せされます。しかし、軽減の対象が未就学児にとどまるのであれば、子育て支援策としては十分とは言えません。子供が成長するに従って、学費などがかかり、家庭の負担が重くなってきます。18歳までの均等割を軽減すれば、大きな子育て支援につながるのではないのでしょうか。

それから、国民健康保険税の保険のこの独特の保険税率の状況なんですけども、医療費分、それから後期高齢者支援金分ということで、介護もありますが、その均等割の分、子供にかかる分では、医療分の均等割ですね、それから後期高齢者支援の均等割なんです。これが国民健康保険というのは世帯にかかるんですよね。個人もかかりますけども。納付の書が来るのが世帯ごとに来るようなんですけども、そういう独特な制度になっています。ですから、やっぱり何らかのですね、負担軽減を考える必要があると思いますので、こういう質問をしました。担当のほうはどういうふうに捉えていますでしょうか。

町 民 課 長 議員のおっしゃられるとおり、子育て支援をするのであれば、減額してあげるといいとは思いますが、そのためには財源が必要ということで、今ですね、例えば国民健康保険の会計の中で全部やってくださいという

ことで、今までは一般会計からの繰入れ等ができた時代もあるんですけども、原則としてそれはしないで、国保会計の中でやってくださいということになると、その分の財源を確保するために、例えば保険料値上げとか、そういうのが必要になってくると、またそれはそれで困るということで、今現在としてはそういう手だてとして、財源が確保できればしたいですけども、値上げにつながってはいけないので、今のところはしないというような考えであります。

11番 寺嶋 国保税の子供の均等割はですね、財源が必要だということでもあります。ただ、平成30年から都道府県化ということで、県がね、国保事業者…事業者じゃない、何ていう…保険者になってね。そういうことで、一般会計からの繰入れは法定外の繰入れは行わないというか、押さえ込まれているということですよ。

あと、今ですね、平成30年から激変緩和策ということで、県に納付金を納めるときに、やっぱり財源が相当必要だということで、今、免除され、若干ですか、免除、激されていると思いますが。そうしますと、あれですか、この今年度あたりから財政調整基金を取り崩して充当しているということなんですけども、この財政調整基金は今後は全部なくなる予定なんです。その充当策について、ちょっとお伺いします。

町民課長 今お話のあった激変緩和措置なんですけれども、始まりました平成30年度するときにはですね、約4,200万の金額がありました。免除していただいていたのが、その後例えば3,900万、3,600万ということに徐々に減って、5年度では約2,700万円。最終の令和13年度ですと約300万円ということで、段階的に減っていくという形なので、当初余裕があった平成30年度から令和4年度までは積み立てるような形で残してきた財政調整基金をですね、今後激変緩和の金額が減るので納付金が増えるという形で、その分を財政調整基金から入れていくという形なんですけども、それがこの例えば13年度までに全部なくなってしまうかというんですね、ちょっとまだ見込みがちゃんと出ていないんですけども、その納付金が激変緩和だけで減るわけではなくて…増えるわけではなくて、医療費が増えていくと、その分も全体で増えていくという形なので、そこら辺のちょっとシミュレーションができてないんですけども、今まで免除されていた

分がだんだん減ってきた分については、基金で賄うという形でやっております。

11番 寺嶋 そうしますと、平成13年度といたしますか、でも財政調整…国民健康保険財政調整基金、これはゼロにはならないから、これ活用はできますよね。あと、この18歳まで半額あるいは全額する場合の財源ということで、値上げをしなきゃいけないようなことがありますけどもね。今、担当が言いました医療費というのはやっぱり2市8町、県西地域でもね、さっき大井町が一番かかってないということですけども、松田町が一番多いほうなんだよね。そうすると、均等割自体が、これ見ますとね、松田町は上位か、高いほうから1番か2番、2市8町ね。そういうふうな関係になっておりますけども。基金の取り崩しが考えられることと、それから医療費をね、抑えるといいますか、かからないような施策をとることで、この財源が少しね、できるんじゃないかと思っておりますので、そういうようなことに対してのお考え方を伺います。

町民課長 先ほどの激変緩和がだんだん少なくなるというほかにですね、県が保険者の、保険者として、保険料もいずれ統一したいという方針を出していますので、そうすると保険税自体がまた変わってくる、値上げになるのか、ちょっとそれは分からないんですけども、何年後になるかもわからないですので、それが確定して見込みがちゃんと立つようになってシミュレーションした後にですね、財政調整基金に余裕があるよということであれば、実施するというのは可能かもしれないんですけども、まだ見込みが立ってない時点で財政調整基金を崩して大盤振る舞いしたときにですね、後に足りなくなると増税というのも困りますので、そこはちょっとまだ様子を見るというような形になります。

それとあと、医療費の削減につきまして、現在町が取り組んでいることとしまして、例えばですね、ジェネリック医薬品に切り換えると自己負担も町の負担も減りますよというような旨の通知を年3回送っているのと、保険証に貼りますジェネリック医薬品を希望しますというシールをですね、保険証と一緒に発送したりですね、あと年間の医療費の通知、申告に使ってくださいというものもあるんですけども、これだけあなたかかっていますよというお知らせを兼ねて送っております。

それと、レセプト点検による過誤の発見とかですね、あとこういう小さい町ですと、一番一気に変動するのがですね、糖尿病の重症化によってですね、人工透析が必要になった場合、町の保険者としての負担が1人約500万円ぐらいかかるんです。それを予防するための事業というのをやっけていまして、例えばですね、令和3年度ですと、その中の運動教室に9人、セミナーに22人、栄養相談に13人、合計44名で、令和4年度ですと運動教室に6名、セミナーに21名、栄養相談に24名、合計51人という形で、これらの方については今、運動に参加していただいているので、まだ透析に至るといことなく予防ができていというような形で、あくまでもこれから透析者が増えないようにするといことでも医療費の削減として実施しているところがございます。

11番 寺 嶋 今後ですね、県のほうの保険者のほうが今、標準国保税にかかるこの標準割、標準税率ですか、これ、国が示し…国じゃない、県が、神奈川県が国保税の標準割をね、示して、それに基づい…それを参考に各市町村がこの保険税を税率をね、税率等を、これを決めるというようなことですけども。そうしますと、今後この標準に近い、そういうことを行わなきゃいけないようになる可能性もあれば、この保険、今現在行っている町が算定している国民健康保険税税率、これが若干何か高くなるような方向になるのでしょうか。その辺は今後どのように考えられますか。

町 民 課 長 県が示しております国民健康保険運営方針というのがあるんですけども、その中では保険料水準を統一化したいというのは明記されているんですけども、いつとか、幾らにするとかというのはまだ決まってないので、ちょっと今のところは様子を見るような形となっております。

11番 寺 嶋 今後ですね、国民健康保険の運営について、子供の均等割等をね、減免することなどの、このことについてですね、財源が必要になれば国民健康保険値上げということで、国保運営協議会の意見も聞きながら、伺いながら、慎重に取り組むといことなんですけども、この国民健康保険運営協議会といのは、これはどういような場合行うのか。今後、直近で何かそういう予定ありますでしょうか。

町 民 課 長 6名の委員さんで構成されておまして、お医者さんだったり歯医者さんだったり被保険者の代表だったりという方が入っているんですけども、通常は年2回程度、国保の状況とか今後についての話合いというのがあるんですけども、今年度についてはですね、国保データヘルス計画というのの改定がありますので、4回程度見込んでございます。

11番 寺 嶋 それでは国民健…国保税にかかる子供の均等割のことで最後に町長にお伺いします。質問のほうではですね、満18歳まで拡大する考えと、多子世帯ですね、子供さんたくさんいる世帯の均等割の減免ということも含めてね、全くそういうのを考えてないのかね。そういうことのを考えをですね、この件についてお伺いしたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。これ、もっと広い視点で話しなきゃいけないですね。今、寺嶋議員がおっしゃられているように、対象者は今、国保の関係に対応する子供たちの話をされてますけど、私の立場で言うと、国保の方だけという形になるよりも、全体見なきゃいけない立場なので、非常に今、寺嶋議員がおっしゃられるのは、非常に私もよく分かる話です。一般の社会保険に入りたくても入れないような方々もいらっしゃる中で、国保で、国保の中で生活されている方々というのは、非常に厳しい生活をされている方が比較的多いかなというふうなイメージをするに当たってですね、当然、私も自営業をやっていた人間からすれば、同じような立場ですから、という感覚の中であるので、よく分かるんです。

ただ、この制度設計的に、どうしても国保のことは、国保の中でやっぱり財源も含めながら調整していくということでもありますのでね、そこは先ほどちょっと申させてもらったように、国の制度が…国というか、県の制度がそういうふうになった以上は、慎重にやっぱり判断していかなきゃいけない。ですけど、一方でそういうふう困っていらっしゃる方がいらっしゃるということで、今度一般財を投下しながら、生まれてきた方、また0歳児、2歳児、あとは国で言うと子ども手当というのがあったり、当然今の子ども手当、御存じのように高校生とかは対象じゃない。これからやっていきたいと思いますという話

は出てますけど、そういったことも鑑み、今回の補正予算にもやっぱりそういった方々を対象にしながら、温度、財源的には限られていますけど、何か少し町ならではのこをやっていきたいというふうに考えておりますので、思いは一緒です。思いは一緒。ただ、そこはやっぱり平等に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

11番 寺 嶋 国保税にかかる子供の均等割の減免の質問はこれで終わります。

次に、自転車用ヘルメットの補助ということで伺います。町では、先ほど回答がありましたが、先進的自治体の状況や関係機関との意見交換会ということなんですけども、この先進自治体の状…これ、視察か何か行かれるんですか。それから関係機関というのは、どういう機関の意見を、関係機関の意見を交換するのでしょうか。その辺についてお伺いします。

安全防災担当室長 質問にお答えします。先進自治体というのは、先ほど紹介でもありましており、現在実施しているところの補助金制度、その問題点やその実施状況というのを情報収集をして、現在までのどういった効果があったのか、復旧率は上がったのか、そういうところを含めて確認したいと思っております。

視察等はですね、その状況により考えているというところなんです。関係機関というところは、まず警察になりますけれども、うちのほうで交通指導隊、そして交通安全協会、そういった交通関係のところから意見を聴取をして、補助金等を松田でやる必要があるのだろうか、やったほうがいいのか、まず周知のほうを徹底すべきだろうか、確認していきたいと思っております。以上です。

11番 寺 嶋 その辺は分かりました。今後ですね、今までは安全利用といいますか、そういうことでは児童・生徒が対象にね、自転車安全教室等をやっていたようなんですけども、今後ですね、一般の方や高齢者を対象にした安全講話とか自転車の交通ルール等について、いつ頃何か行うのでしょうか。

それからですね、この自転車損害賠償保険加入などの安全に係る情報の周知ということで、どのような方法で周知されるのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

安全防災担当室長 当初の質問であります講話等ではありますが、今年度中に講師を招きまして、

その自動車安全に関する…自転車安全に関する講話等を実施する予定です。

あと、自賠責保険の周知というところですが、これ、神奈川県条例の中の骨格であります安全利用のための取組、安全教育の実施、自動車損害賠償保険の加入というのが強くうたわれているんですけども、その周知を含めまして、今後広報するとともに、その講話等でそういった条例あるいは安全五則そういったところが入るようなものをしていきたいと考えています。以上です。

11番 寺 嶋 まだちょっと、最後聞き忘れました。先ほど自転車用ヘルメットの購入の補助制度についてですね、一応関係機関との意見聞いたんですけども、結果に応じて対応したいということは、今後補助をする方向性があるというふうに捉えてよろしいのですか。その辺をお伺いいたしまして、最後の質問といたします。

安全防災担当室長 結果に応じてというところなので、当然補助を入れる可能性もあると考えてます。以上です。

議 長 以上で受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時10分より再開いたします。 (9時57分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時10分)

引き続き一般質問を行います。

受付番号第2号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

6番 井 上 それでは、議長の許可が出ましたので、一般質問を行いたいと思います。受付番号第2号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、新松田駅周辺整備事業ほかについて。

要旨。(1)新松田駅周辺整備事業は、ここで再開発準備組合の発足という節目を迎えました。しかし、松田町の歴史上最重要事業である新松田駅周辺の駅前広場整備事業・再開発事業は、町民の思い描く将来像なののでしょうか。町民の期待・要望している駅前再開発事業となっていくのでしょうか。今後、町はどのように町民のコンセンサスをとっていくのか伺います。

(2)6月からの町図書館システムの停止について、町民から問合せがあり、今後の図書館利用について町民の不安が多く寄せられています。次期図書館システム委託料がなぜ当初予算に計上されなかったのか。なぜこのような事態に

なったのか、原因と今後の対応策について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

町 長 それでは、井上議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の御質問にあります新松田駅周辺整備事業につきましては、まず本町における積年の思いが詰まった事業が直ちに進まなかった理由や課題の整理、それらの解決策の検討に慎重に慎重を重ねて、平成27年12月に新松田駅周辺地域におけるまちづくり協議会を設立し、本格的にスタートいたしました。

さて、本事業に関する町民のコンセンサスにつきまして、現在までの経緯を振り返りますと、平成30年度には町民意見交換会を2回開催し、同年度中、学識経験者や行政関係機関、また交通事業者のほか、地元自治会や町内各種団体など、町民の皆様に議論を重ねていただき、パブリックコメントにおいて107件もの御意見を寄せていただき、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画を策定いたしました。

令和元年から3年度までの間には、特にコロナ禍という厳しい環境にありましたが、各種の基礎調査を実施するかたわら、駅周辺のまちづくりを考える懇談会を継続的に開催し、併せて権利者の方への戸別訪問による説明やアンケート調査を実施しております。また、毎年度開催しております地域の声を直接お伺いする座談会では、事業概要案を説明する場を頂いており、令和4年度には駅周辺のまちづくりへの思いやアイデアを頂くワークショップを2回開催いたしましたところ、一般の町民や立花学園の生徒さんも含め、多様な世代が参加されておりました。まちづくりの方向性を定める第6次総合計画における町民アンケート調査では、駅周辺事業を最優先に推進すべきとの結果を得ております。また、町民の代表でございます議員の皆様方には、事業の進捗に合わせて関連予算等を慎重なる御審議により御決議賜り、事業を進めてきてもおります。

令和4年6月には、基本構想・基本計画に基づくまちづくりの実現に向け、新松田駅北口周辺地域地権者検討会が発足し、計6回にわたり再開発事業等に関する知見を深めていただき、地権者の皆様方の御意見を踏まえまして、令和5年5月に新松田駅北口地区市街地再開発準備組合の設立に至った次第でもご

ございます。

この準備組合には、権利者のうち約84%の方々が参画されていまして、今後は本組合の設立に向け、準備組合が主体となり、まずは再開発事業のノウハウを有し、権利者である組合員の皆様のパートナーとなります。ディベロッパーを選定し、事業計画の具体化に向けて理事会や総会等で御協議をいただくこととなります。本年度においては、この内容が定まりましたら、実現性を有する事業計画案を検討、作成し、都市計画決定の手続に入る予定であり、この時点から少しずつ駅周辺整備における町の賑わいの概要が見え始めることとなります。

令和27年度にまちづくり協議会を設立して以降、約7年半の間、多様な機会・段階を通じてコンセンサスを取得して推進してきた事業でもあります。議員がおっしゃいますように、本事業は町の歴史上最重要事業の一つであることという認識は、多くの町民の皆様も同じ思いであることと存じております。再開発事業の特性から、未成熟な情報を提供することは差し控えなければなりません。今後につきましても町の自治基本条例にあります情報共有の原則に基づき、事業の進捗に伴いまして可能な範囲で町広報紙や町ホームページ、マスコミを通じた情報発信や時宜を捉えた事業説明会の開催など、積極的に公表するとともに、所定の手続が定められております都市計画法や都市再開発法にのっとり、着実に推進してまいります。

本事業は、今後も町民や商工事業者様など多くの関係者に御協力を賜りながら進めていく所存でございます。

次に、2つ目の御質問についてお答えをいたします。図書館システムについては、当町側の対応の遅れ並びに周知不足により、御利用者の皆様に御心配をかけていることにつきましては、おわびを申し上げます。

新たなシステムの導入に必要な経費が令和5年度当初予算に計上されていない件につきましては、将来を見据えた機能として、表計算ソフトなどを活用した自前での処理が可能なのかや、町内の小・中学校の図書館とつながる機能が追加できるかなど、町が必要とするシステムの調査、検討に時間を要し、当初

予算提出時において不確定要素ばかりでございましたので、そのような状態にて計上し、御審議いただくには当たらないと判断したことが主な要因でございます。

このたび、ようやく準備が整ったため、6月定例議会において補正予算として計上させていただいたところでもございます。

新たなシステムの必要条件につきましては、図書館の通常業務の必要な機能のほか、これまでになかった小・中学校の図書館との連携といった拡張機能を備えているシステムの導入を予定しております。なお、これまでの従来のものと比較し、ランニングコストが5年間で約1,000万円ほどの削減効果があるシステムの導入を予定しております。

地方自治法第2条には、地方公共団体、これは多分、私を含め、職員等々になりますけども、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉を増進に努めることとともに、最少の経費で最大の効果を上げなければならないと示されておりますので、町民サービスが適切に提供できるよう、今後も指導してまいります。

今後は新たなシステムの予算をお認めいただいた後、速やかに導入を目指して対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 それではですね、再質問を行いたいと思います。まず1点目のですね、駅周辺整備事業等についてということ、駅周辺整備事業についての再質問でございます。

ただいまのですね、町長の回答では、町民の理解をですね、過去様々な場面で得ているということの説明がありました。町政懇話会や都市計画審議会、新松田駅周辺のまちづくり協議会ですね。このまちづくり協議会というのは、町のほうのですね、ホームページ等を調べた中では、直近はですね、平成31年の第8回が直近ではないかなというふうに思いますが、その中でですね、どのような意見が出たのか、分かる範囲でですね、お示しをしていただきたいと思います。お願いします。

まちづくり課長 御質問にお答えをさせていただきます。大分前のお話でございまして、すみ

ません、ちょっと細かな資料を今、確認をしておりますけども、平成31年の3月でしょうか、第8回でございます。こちらについては、そうですね、基本構想・基本計画を定めるに当たってのパブリックコメントの実施計画の報告、またですね、今後の進め方ということで協議会を開催してございます。なお、パブリックコメントにつきまして、答弁のほうでもさせていただいたとおり、100件を余る御意見を頂戴したという中で、こちらについては基本構想・基本計画の内容もホームページのほうに掲載をされておりますので、その中にいろいろ記載がされているところでございます。ちょっと詳細が細かく、そのときの概要ということでよろしいでしょうか。

6 番 井 上 ありがとうございます。私のですね、一般質問の趣旨としてはですね、今後どのようにですね、今ここで再開発準備組合の発足という時点でですね、かなり具体的になってきて、町民の関心も高まっているという中でですね、今後この新松田駅周辺整備事業について、どのように町民のコンセンサスを得ていく町のですね、考え方、制度をやっていくのかということが一般質問の一つの趣旨でありますので、その辺は先ほどの町長の説明の中ではですね、御協力を、町民や商工業者などの関係者に御協力を賜りながら進めていくということですが、どのようにですね、考えているのか。なかなか町民のコンセンサスを得るといのもですね、駅周辺整備事業の中で再開発組合、準備組合の範疇等々もあろうかと思えます。その辺の考え方を分かる範囲でお示しいただきたいと思えます。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。まず、町の考え方というお言葉がございました。これにつきましては、従前より御説明を申し上げているところもあるかと存じますが、まずは基本構想・基本計画、駅前に関するですね、こちらのほうが町の方向性というか、考え方として整理がされてきているものでございます。これがまちづくりの町の考え方ということでございます。

その中で、議員が今おっしゃっております…おっしゃられているのがですね、いわゆる駅前の絵形が今後どうなっていくかということに関するコンセンサスでございます。町として今までお示ししているのは、考え方は今、先ほど述べ

て基本構想・基本計画でございますが、ここで準備組合、その後、協議が進んでまいれば本組合という話になっていく際にですね、より具体的な内容が固まってくると思います。こういった内容というものを、準備組合の中でもですね、どのように公表ができるかというのを理事会の中でも御検討いただきながらですね、事業の進捗に影響のない内容をですね、ぜひ町民の皆様にも知っていただき、コンセンサスを得てまいりたいと、このように考えております。

6 番 井 上 その部分は理解をしました。どのようにやっていくかというのは、今後ですね、どのように…先ほど過去は、過去には町政懇話会とかですね、そういった中で町民の意見を踏まえていったというふうな説明があったのでね、そういった形は町長も今後、町政懇話会というのを毎年ね、やられていくんではないかなというふうに考えますので、そういった中で町民がどのように考えているのかということ踏まえていただきたいと思います。

その中でですね、再開発事業の関係というのは、今現在は準備組合が発足をし、その中でディベロッパーの決定をですね、一応準備組合のほうのスケジュールとしては、今年の9月ぐらいを目指してディベロッパーの決定をしていくというふうな方向性、スケジュールが示されています。そうしますとですね、町のほうの基本構想・基本計画の中で、今回の再開発準備組合の指定範囲というのが、計画の中で示されている集約施設等ですね、部分に係る部分がディベロッパー等が関わって準備組合がですね、対応していく範囲になるのかなというふうに理解をしています。ただそれだけですと、なかなか町民のコンセンサス、その部分に対してどうなのかということではなくですね、駅前広場全体を含めたですね、中、または新松田の周辺整備の基本構想・基本計画で示された区域の中で集約施設と立体駐車場、あとは新松田駅、駅前広場、その部分だけでいいのかということですね。やはりまちづくり、松田町のまちづくり構想というのは、松田町もですね、松田町都市計画マスタープランというものがあって、その中でですね、今後のまちづくりを考えていかなければいけない。それに対する町民の意見なり、様々な理解を図っていかなければいけない。そうしないとですね、本当に新松田駅の北口だけの部分の駅前広場整備、集約施

設整備だけになってしまうというふうに考えますが、担当なり町長なりの考え方として、そうした松田町のまちづくり構想の区域範囲をどこまでと考えるのか。松田町都市計画マスタープラン、当然これは関わってくる。今現在ある都市計画マスタープランはですね、そこまで新松田駅周辺整備事業について関わって書いていないというふうに私は理解しています。そうした都市計画マスタープランの改定見直しについてはどう考えるのか。当然、その改定見直しにつきましては、町民のですね、様々な意見の取りまとめ、ある程度パブコメというですね、成約案、出来上がったものに対して意見はどうかということなんですけれども、やはりその前にですね、やはり町全体のまちづくりの構想に関わる部分ということで、町民の意見を集約していかなければいけないというふうに考えます。

その辺ですね、まずまちづくり構想の区域範囲はどこまでと考えるのか。駅周辺整備事業はその部分まで、駅前の部分だけなんですけれども、まちづくり構想として考えていくのか。そうすると、その範囲はどこまでなのか。松田町都市計画マスタープランの改定見直しについてはどうなのか、以上についてお伺いをいたします。

町 長 御質問にちょっとお答えをさせていただきます。井上議員がおっしゃるのは、よく分かります。今、何となく新松田駅とJR松田駅の間の、この間の話ばかりしているようで、本来ならばという話を多分されているんだと思うんですね。もっと広い目で、もっと幅広く見たときに、全体的にこういうふうになればいいよねというのがあって、その中で、じゃあここをこうしようというふうな多分流れの話をされているんだと思います。ということでよろしいですかね。それはもう、まさに同じことで、私もそう思っています。

このところ、当然松田町として、皆さんも御存じだと思いますけど、あえてちょっとお話ししますけどね。ブロックが幾つか分かれているわけですね。工事としては大きく言うと3つあって、1つは再開発という部分のエリア、集約施設ですね。ここは地権者の方々を中心として、その方々の御意見を頂きながら、今までは松田町と伴走型でずっと進めてきていた。これからも進めて

いくわけなんだけど、徐々にそこを組合さんが主力になって、町が下支えしていくというふうな形に多分ウエートが変わってくるかと思いますが。というブロックと、駅広場の工事と、当然今言う小田急のほうの言うと、南北自由通路というふうな形になって、当然その南北自由通路を使って南側に行くわけですから。南側のあのエリアと、南口とこの部分がどうつながるか。そこぐらまでは今までの話っぼいですよ。でも、まさに私はですね、おっしゃるとおりな部分があるんですけど、やはりJRのほうの北口の今のうちの駐車場を持っているところとか、あの辺のあたりも過去に、遠い昔の話はよく聞いてはいます。平野町長さんの時代に、こういうふうにしたらどうだと言われたこともありますけど、そこのつながりは必ず出てくると思うんですよ。そうしないと、今度の、今一応構想の中で、町として北口の…ごめんなさい、新松田駅の北口のところからJRの北口のほうに抜ける道路を計画をしているわけなんですけども、その道路の位置も、本当にここでいいのかという話も多分していくことになると思うんです。なので、その辺では我々もあくまでも構想の段階、もしくはこういうふうになればいいよねというようことなんかは、我々のほうで定義をしながらですね、当然こんな話は本当にマスタープラン中のマスタープランの最後の話なので、その地域における地権者の方々の合意形成も当然とっていかなきゃいけないということになりますので、そういうふうな考え方は当然あった…ある中で、この事業を少しずつ進めていくということにもなります。

ですので、さっき冒頭でちょっと話した再開発については、もう主体者がやっぱりもう組合さんの中で決まってくれば、その方向が中心となって進めていくので、町としてはその分の全体の構想として、当然ガードの拡幅もありますし、そういったことも含めながらやっていくと。今後、うちが今現在立てさせてもらっている基本構想・基本計画の見直し等々についてということでお話ありました。具体的にそういうことが必要であれば、当然町民の方々にも、こういった格好で変更して進めていきたいけど、どうですかというふうなお伺いするのは当然しかるべきことだと思うんです。そこも含めて、トータルバランス

とりながらですね、今後そういった変更がある場合には、また必要な場合には町民の方々にもお示ししながら進めていく。その辺は必要だというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。今後ですね、その3ブロックですね、再開発と南北自由通路、JR北口へのつながり等をですね、関係地権者の合意形成を含めながら検討していく、考えていく、トータルで考えていくという回答かと思います。

ただですね、ここで再開発の準備組合がですね、行われてしまったと。総会が行われて、今後のスケジュールも示されていると。そういう中の段階ですと、もう例えばここでディベロッパーがですね、検討会の段階ではですね、幾つかの希望するディベロッパーが手を挙げて待ってますよというふうな説明も受けています。そうするとですね、もうそこで決まってしまうと、新松田の基本構想で示された集約施設の中で、住居系とですね、あと住居系兼店舗ですかね、それと駐車場というところがですね、出来上がってしまうのではないかなというふうに思うんですよ。なかなか先にその部分が出来上がってしまうと、例えばその集約施設に面するですね、道路の幅員、拡幅、当然拡幅をして、ある程度の幅員を決定していくんですけども、そういったものがですね、再開発の組合の該当地区だけ先行をしてしまう。それでいいのかなというのがちょっと私のもので、ここで一般質問させていただいてる理由の一つでもあります。やはりまちづくり構想を全体の部分を踏まえてですね、いかなければいけないのではないかなというふうに考えています。

この再開発事業もですね、都市計画決定をして行う事業であるということまで理解していますが、やはり松田町のまちづくりという観点からですね、先ほども町長はその辺は進めるんだけど、再開発事業は再開発事業で、随意進行していくよという回答だったと思いますが、そうするとですね、もうその地区とか、そこに建てるビル、立体駐車場というものとですね、それに面する道路等が固まってしまうのではないかなというふうに考えます。もう少しですね、都市計画決定をして行う事業であれば、県道がですね、松田町、新松田駅周辺

をですね、たくさん通ってます。県道711号から72号、78号線ということで通っているというふうに思います。また、さらにですね、その区域の北側を国道246号線、その区域の東側を255号線という国道でもですね、囲まれている、そういった区域の中で、やはり全体的なまちづくりの構想を示してですね、事業展開をしていくべきではないかなというふうに考えます。ちょっとこの辺はスケジュールとかですね、再開発事業の関係とか、当然再開発事業等であれば、国庫補助の関係等が出てくるかと思いますが、担当者、町長のお考えを再度お伺いをいたします。

町長 考え方についてお話をいたします。ディベロッパーさんがまず来てくれるのが大前提で話をしているから、この話はこういう話になっていると思うんですけども、来なかった場合ということも考えなければいけないですね。当然、ディベロッパーさんが来てくれるということは、ディベロッパーさんもやっぱりこの地域に自分の事業として成り立つのか成り立たないのかということ、やっぱり一番に考えてあられるということであると思います。その中で、今まではいろんなパブリックコメントとったり、いろんな町民の方々から頂いた意見だとかも示しながら、どこまで事業の中で事業性を含めながら、町民が求めているものについてできるかどうかというふうなことを検討しつつ、今現在、幾つかのディベロッパーさんが興味を示していただいているというふうに認識しているところでもあります。

なので、ディベロッパーさんが決まればディベロッパーさんが中心となっていくというようなことは、再開発事業については当然そこに地権者の方々の思いもありますし、その状況によっては松田町が、今までは全体事業の中のコンサルティング的なところを担っていたところもありますけれども、集約施設の中に町の行政サービスを入れたりだとか、要望があったのは図書室か何かをそこに移転して、もうちょっと準備よくできませんでしょうかとかという話になると、当然行政の床を持たなきゃいけないとかという、今度そういった立場でディベロッパーさんたちとお話ししていくということもありますし、先ほど道路の話が出ましたけども、道路についても道路だけやればいっていいという考え方

は、さらさらないですから、これはもう前から言わせてもらっているように、やはり賑わいのある、やっぱり駅広場にしなきゃいけないというふうな感覚が当然あります。そこに対して民間の負担と行政側の負担と、そこにまた分かれていくこととなりますので、駅広場だけが勝手にやっていって、そっちはまた別ですよということじゃなくて、それはもう全体、町全体の基本構想・基本計画、あくまで基本的なことですけれども、それにのっかって、きちっと町も責任持って今後もやっていくということがありますから、そこでお互いの面積、エリアを決めて、面積ある程度案分が決まれば、その中で当然町としてこの面積、広場としての面積、再開発所の面積、そこを理解した上でのディベロッパーの決定ということに決定すべき方向性になるんだらうというふうに理解しますので、おのおのが別々にやっていくというふうな認識は、さらさら持ってないということだけ言っておきます。以上です。

まちづくり課長　　ただいま町長のほうから答弁もございましたので、私のほうからは担当として、先ほどの議員御発言の内容の幾つかで少し確認をさせていただきたいことを述べさせていただきます。

まず、ディベロッパーの話は今、町長がお話ありましたとおりですけども、こちらに関しては、今ここで設立しました準備組合の理事会の中でも、そのディベロッパーをどのように決めていくかという議論を深く進めていただいているところでございます。こちらは報告になります。

2点目としましては、この再開発事業に公共施設として道路の関係の話があったんですけども、例えば区域内の道路については、公共施設の管理者としてのですね、手続上は同意という、同意をして最終的に当然それを管理していくという責務がございますので、そういったところでしっかりと町が公共施設の関係はタッチをしていくということでございます。周辺地域の道路に関しましては、今までの基本構想・基本計画、また立地適正化も含めてですね、いろいろな段階を踏んでございますけども、その中で当然このところだけをやるという話ではなくて、構想、方向性として定めるものは整理をしてくれているところでございます。

あと、ちょっともう1個前に出てました都市マスの関係ですけども、これは10年ごと、10年のスパンで更新をしますので、改定についてはやっていくと。ただ、現行の都市マスの中でもですね、いわゆる駅前関係につきましては、都市計画の用途、用途地域も駅周辺、住居も、住居系も含めた用途のちょっと混在がございます。今回の再開発の施行の区域に合わせた用途の見直しも出てくるのではないかと。こういったことも言及しておりますので、現行の手續論としては、これをもって進めていくのかなというふうに考えてございます。

6 番 井 上 ありがとうございます。今の町長の答弁にありましたですね、ディベロッパーもありきではなく、駅前広場等々と道路含めた中でですね、ディベロッパーとの調整を町が行って行って、最終的に再開発の事業へと進んでいくというふうな回答ということで、その部分については理解しました。やはりそれが一番ですね。もう基本構想で示されてとか基本計画で示されているから、じゃあもうその範囲だけでいっちゃって、じゃあ集約施設、駐車場のエリアはもうディベロッパー、再開発組合だけですよというふうな立場ではないということで、了解をいたしました。

さらに再質問ですけども、足柄上郡内ですら、駅周辺整備ということで事業ができるというのはですね、松田町と開成町だけだというふうに思います。山北町もですね、JRの駅がありますが、ちょっとそこはですね、除いておきまして、松田町は先ほどの駅周辺整備事業の基本構想・基本計画がありますが、開成町の駅周辺を見るとですね、やはり郊外型の駅周辺整備というのがですね、開成町のほうは開成町ホームページ等ではですね、土地区画整理事業としてなされているというふうに記載をしてありました。今回ですね、松田町の駅周辺整備再開発事業ですら、考えた場合にですね、やはりこの開成町の事例というのが、やはり松田町もですね、やはり郊外型の駅周辺整備事業ではないかなというふうに思い、かなりですね、対比して参考としていけるのかなというふうに考えています。

開成町ではですね、先に高層住宅が出来上がりまして、それから何年かかけてですね、店舗等を備える区画整理区域の整備等もですね、行われて、開成町

の南小学校の周辺というのがですね、今現在ですね、ある程度出来上がっているのかなというふうに見ています。そういったことがですね、やはり開成町で人口増、新住民の入居へという方向性をもたらしているというふうに理解しています。松田町においてもですね、駅周辺整備事業の基本構想・基本計画の中で、集約施設としてのですね、高層住居とですね、店舗を併用する再開発ビルの建築をされるということではありますが、やはり再開発の中のビルができただけで、そこに人が集まってくるだけではないというふうに私は思います。やはり開成町のように、やはり高層住宅もありますが、それからのですね、周辺の整備がですね、やはり店舗系なり公共施設系のそういった整備が複合的にですね、人口増へとつながる開発ではないかなというふうに思います。

開成町ですね、都市計画事業の中にですね、様々な都市計画事業、都市計画図というものがあります。その中で、開成駅の周辺を見ますとですね、やはり幅員15メートルの都市計画道路、15メートルから広いものはもうちょっと、16メートルとか18メートルぐらいというふうに、これは案の段階かもしれませんが、あると思います。かなり、片側1車線ですが、しっかりとした歩道も設置をされていると。そういった道路がですね、南北に、東西南北ですか、に走っているということは、皆さん御存じかなというふうに思います。松田町においてもですね、やはりそういった、先ほども様々都市計画マスタープランとか、どの程度までそれをまちづくり構想を考えているのかという質問をさせていただきましたが、やはり都市計画道路をメインとした、開成町の都市計画道路をメインとした土地区画整理事業の展開というものを、やはり松田町も参考にすべきではないかなというふうに考えます。町ですね、道路整備計画というのはありますが、先ほどの都市計画マスタープランと同様にですね、やはりここで道路整備計画も見直しが必要ではないかなというふうに考えます。駅周辺整備事業、再開発事業に関連をしたですね、町の将来像としての道路整備計画をですね、作るお考えについてお伺いをしたいと思います。

まちづくり課長 何点かございました。お答えをさせていただきたいと思います。まず、今御発言の中でですね、開成町、非常にすばらしい町並みの例示がございました。

こちらについてはですね、本当に素晴らしい町並みではございますけども、やはり松田町、開成町、その立地またそのいろんな面ですね、大分歴史的なものも含めて違いがあるのは御承知のことと存じます。区画整理事業をやはりやれるというのは、それ相応の土地があつてですね、ということで、松田町においてはやはり古くから駅中心に栄えた古い町並みでございますので、そういった中ではなかなか同じような区画整理という手法はなかなかとり得ないと。しかも平地が少ない。こういったことは、もう既に御存じのことと思いますが、そういった中で、最終的に再開発事業でいこうという方向性にたどり着いたものでございます。

最終的に道路整備という、道路計画のほうの見直しということもですね、今回の基本構想・基本計画からつながってきています駅前の絵形、これを最終的にこれにすりつけていきたいという思いで町は取り組んでまいりますけども、道路の幅員についても開成町さんのような幅広が本当に必要なかどうか、これは交通量調査ですとか、そのニーズ、居住地をどこまで削っていくかというようなお話にもなってきますので、そこは松田町に合った形で最終的に必要な修正、改定を行っていただければと考えております。

6 番 井 上 ありがとうございます。当然、道路はですね、道路幅員、開成町と同じようにということですね、考えられないのではないかなというふうに思います。やはり開成町は、もとは農地ですよ。水田等の地域をですね、開成駅を新設することによって、その周辺を土地区画整理事業で整理をしていくという手法だと思います。じゃあ松田町の場合、ないからできないのかということですね、そういった空き地が、平地がないとできないのかというと、私はそうではなく、やはり担当者の考え方の中にですね、もう少し、例えば松田町の場合はですね、駅周辺で見れば、町有地がかなりあります。仲町屋住宅、沢尻の町営住宅用地もあります。また、橋を越えますが、旧松田事務所跡地もですね、やはり町有地としてあります。そういったところをですね、含めた中で、道路を当然広げれば、そこに該当する住宅の方はですね、移転等をですね、していただくという必要性が生じますけれども、そういった町有地の有効活用なり代替地として

の町有地の活用なりを図るというふうな考え方もですね、農地がなければできないのではなく、そういうふうな町有地を活用をするというのも一つ、私としてはですね、思いついた案であります、そういったことに対するですね、担当者の考え方、町長の考え方あればお願いをしたいと思います。

町 長 おっしゃるとおりですね、駅周辺整備をやることで爆発的に人口が増えるということというふうには考えると、すごく甘いかなとは思っています。ですので、やっぱり住宅施策もしっかりとやらなきゃいけない部分から考えますと、今現在もいろんな、様々なところで、その時々で町営跡地をですね、担当課でいろいろ、どういうふうな格好で使っていくかというふうなサウンディング的なことも今、進めているところでもございます。何せ人口が増えるためには、住むところがしっかりとしていかなきゃいけないですし、やはり子供を預ける場所だとかいうことも必要ですので、そういったものとバランスよくやらなきゃいけない。ただ、松田町としてはですね、非常にこの駅周辺整備については、もうアンケートをとると必ず一丁目一番地みたいなことが出てきますから、この事業をまずやらなきゃいけないということ、それに並行して、要はこれだけに軽視することなく、人がちゃんと張りつくようなところとして、町営的なところを民間で利活用してもらおうこととかですね、そういうことを考えていくということで、今、並行してやっているところでもございます。ですので、今、井上議員がおっしゃられているようなことは、常に我々としてはですね、頭の中に入れて、表には出してない、またいろいろな手続論があるので表に出せないこともありますけども、話を進めながらやっているということだけ御理解いただければと思います。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。その辺を当然ですね、進めているという御回答かと思えます。ぜひですね、その辺をよろしくお願いをしたいと思います。

それではですね、2点目のほうに移りたいと思います。先ほど2点目のところでですね、回答が頂きました。住民からですね、私のほうに寄せられた町の図書館システムの停止について、図書館とは住民のですね、考え方ですけども、図書館とはですね、住民のですね、知識のネットワークであるということ

で、図書館システムの維持運営についてはですね、税負担をしている住民に対し当然の権利だというふうな意見が書いてございました。その図書館システムですね、現在はですね、やはり県や他のもですね、市町村の図書館との貸し借り等もですね、対応できるという部分において、住民票とか戸籍関係のシステムとですね、同じようなシステム、行政サービスだというふうな意見だと思います。6月の定例議会でですね、後ほど5年度の補正予算が上程をされ、図書館システムの予算が補正計上をされています。しかしですね、ここで6月のほうの補正でですね、対応するということであると、これから新システムへの移行作業が契約をしてですね、それから移行作業をするということを勘案しますとですね、図書館システムが利用できない、手作業体制での図書利用の状態となる期間が発生をしてしまうのではないかなというふうに思います。このような事態への対応についてですね、今後ですね、最短でどのようなスケジュールでですね、その図書館システムが利用できるまでのですね、対応は、ある程度見える部分で構いませんので、スケジュールをですね、説明をしていただきたいと思います。

教 育 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えをいたします。まず、町長の答弁にもございましたが、メディア等でもですね、取り上げられて、図書館の窓口でもですね、スタッフが厳しい御意見を頂戴しているというところも聞いておるところでございます。直接・間接的にもですね、町民の方から問合せや確認があり、皆様の関心の高さというのも、我々も重く受け止めてですね、一刻も早く御利用者様の不安をですね、払拭すべく、補正予算に計上をさせていただいたところでございます。

スケジュールにつきましては、まず補正予算、もしお認めいただいた場合には、やはりちょっと金額が大きいということもございますので、指名選考等役場内部の処理もございますので、そういったものを踏まえまして、最短でやはり10月の中旬ぐらいを再稼働、試験的な部分も含めてですね、10月の中旬ぐらいに本格稼働というようなスケジュールで今考えているところでございます。以上でございます。

6 番 井 上 10月中旬ということで、やはり4か月半ぐらい、4か月以上の空間…（「6月はやってます。」の声あり）6月はやってる。7月から。7、8、9…3か月半。3か月半の空白期間が生じるということで、分かりました。なかなか行政、今のようなですね、様々な行政サービスが電子化で処理されてるような状況の中でですね、なかなか3.5か月の空白期間というのは、やはりちょっとなかなか難しい、利用者のほうからするとですね、難しく思えるのかなというふうに思います。この辺の対応なりですね、手作業でやる部分なので、どこまで効率化ができるかとかですね、他の図書館の図書の利用というものがどうなるのかということですが、できる限りですね、そういった図書機能の住民サービスについてですね、全力を出して対応していただきたいというふうに思います。

またですね、別の住民からですね、予算についてはですね、各年度の予算はもう予算総額という枠の中で対応されているということは理解しているという中で、やはり成果等が目に見えない政策と目に見える政策ではですね、やはり目に見える政策が優先されているのだというふうな声も寄せられています。例えば、英検、今年でですね、新規事業で出てきました英検の受検料などはですね、見えるんですけども、なかなか図書館システムの維持運営費なり新規システムの導入というのは、目に見えない部分で打ち切られてしまったのかというふうな意見も寄せられています。当初予算のときの説明、当初予算においてもですね、2か月…3か月ですか。3か月の期間の委託料だけしかですね、計上されていなかったというふうな、そういう積極的な説明もなかったということですね、その辺、今後ですね、図書館システムだけではないんですけども、そういった成果等がやはり教育関係の行政というのは大分、すぐにですね、結果として目に見えてこないものが多いと思うんですよ。例えば図書館システムを利用していると、やはりそれはその人の様々な人格形成にも携わる部分というのがありますし、学校教育も同じような部分もあると思います。そうした目に見えない政策、目に見える政策の中でですね、町長ですね、今後どのようなことを考えていくのかを最後にですね、お聞きして一般質問としたいと思

ます。よろしくお願ひいたします。

町

長 先ほど当初の答弁でお話ししたように、曖昧な予算を組みたくないという思いで、私がそういうふうに計上させませんでした。この件に関しては。やはり今回導入しようというシステムは、…のあるシステムじゃないんですね。要は、悪しき習慣として、前年踏襲だとかという意識を持っている職員がいた。多分それが結果なんだろうなというふうに思ってます。ということは、我々の指導不足なんです。今回のシステムが、もともと途中でなくなるということは当然報告をもらってましたし、その間、新しいシステムについてはこういったシステムをないか調べると、調べるように指示しておったところ、なかなか出てこず、3月の議会も通り過ぎ、途中でいいものがあれば、当然臨時議会という場所で御提案するのもありましたけども、なかなか出てこなくて、ようやく意にかなったようなものが出てきた。これはほかの自治体でも導入されているものであるというふうなことであります。ですので、本当に今回はそういった点では町民の方々に、その結果、我々の指導不足の結果において町民の方々にこういったことになってしまったということは、非常に我々も申し訳ないというふうに思っているところでもありますので、全力的にですね、やっていきたいと思ひます。

ただ、ここでね、一つだけ皆さん方に共通認識として持ってほしいことがあるんです。うちは電子図書を導入しましたがけれども、電子図書をやめました。やめた理由って、特別多分お話ししたことがないと思ひますけども、私はどちらかといえばコロナ禍においてこれからは電子図書の時代が来るだろうなということで、ほかの自治体よりも早く導入させてもらったんですね。議会の皆さん方に御了解を頂いて。しかしながら、図書関係者を含めたところからの私の耳に入ってくるのは、古い本ばかりそこに入っているんで、その図書のシステムはあまり使われないということで、なかなか利用者が増えてこなかった。新しい本を、とにかくあれば図書館利用者が増えるというような神話みたいな話をされていた。しかし、私からすると、電子図書で古い本だって、初めて見た人は新しい本と同様に読んでくれるんじゃないかというふうに思ったけど、な

かなかそういった格好で、進めてもらおうとしてこなかったという体質もあるんだなということは、よく判断した中で、今回についてはそのような判断をして進めさせていただいたと思います。今後は、その辺の体質も変更しながら、町民の方々が本を読みたいという方々、また心の教育につながる本は必ず必要なものだということは私は認識しておりますので、今回のようなことがですね、二度と起こらないように、職員教育をしっかりしていきたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 ちょっと今ですね、最後にですね、電子図書というのがあったんですけども、これはいわゆるデジタルブックということですかね。それとも、図書システムのことを言われたのか、ちょっとその辺を確認だけさせてください。

町 長 デジタル…電子ブックといいましようかね、普通の携帯でもいいし、タブレットでもいいし、うちに登録してもらえれば、本の範囲の中ですね、本が読めるということですので、この図書館システムとはちょっと違う。

議 長 以上で受付番号第2号、井上栄一君の一般質問を終わります。少々お待ちください。

 受付番号第3号、齋藤永君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 齋 藤 受付番号第3号、質問議員、第10番 齋藤永。件名、令和4年度協働のまちづくりの成果について。

 町長は、令和4年度当初の予算化に当たり、町民との協働による問題解決の必要性を挙げ、私の質問に回答されましたので、その成果をお聞きします。

 (1) 西平畑公園全体の利活用について、様々な事業者とサウンディングを行うと回答された。その内容と結論は。

 (2) 町内での経済循環システムの観点から、まきボイラー導入に伴う町内エコシステムの現状や地域通貨の検討など、SDGs事業の成果は。

 (3) 自治会におけるタブレット端末試験導入の効果、高齢化対策の成果及び加入率増加のための対策について。

 以上、よろしく願いいたします。

町 長 それでは、齋藤議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず1つ目の御質問にお答えいたします。西平畑公園全体について、指定管理者の募集を行うに当たり、令和4年7月20日から22日までの3日間、サウンディング調査を実施し、9事業者の参加をいただきました。サウンディング時におけるアイデアを幾つか御紹介いたしますと、1点目に、アクセス改善の策として、シャトルバスの運行等についての御提案、2つ目に新たな利活用として様々な客層、ハイカー、ファミリーカーなどを対象とした活用の提案や、キャンプ施設に関する提案、3点目にパークPFIなどの手法を用いての提案、4点目に管理期間を5年以上だとか10年とかという提案をいただきました。5点目に、指定管理料について、条件次第で指定管理料不要という提案などもございました。

このサウンディング結果を参考にし、西平畑公園等の経営、管理事業者の公募を行うことといたしました。その後、公募を行う前に、令和4年9月議会定例会において、松田町西平畑公園の管理に関する条例の制定と、松田町公園条例の一部を改正する条例について上程させていただきましたところ、否決という結果になったため、現行条例のままにて令和4年10月に公募を行ったところ、1者のみ応募がありましたが、選定委員会での選定には至りませんでした。

令和5年3月に再度公募を行ったところ、1者のみ公募があり、選定委員会にて指定管理としての選定がされましたので、本6月の定例会において議案として上程させていただいております。内容については提案時に御説明させていただきますので、その節にはよろしくお願いをいたします。

2つ目の御質問にお答えいたします。まず、本町において令和元年第6次総合計画の策定に際し、ほかの自治体に先駆けSDGsの理念を盛り込み、持続可能な自立した基礎自治体としてのまちづくりを目指して、様々な事業に取り組んでいるところでもございます。

さて、令和4年第1回議会定例会時の齋藤議員の一般質問において、私が一つの案としてお答えした事業の進捗についてお答えをいたします。1つ目に、令和4年度にSDGsサポート支援システムを導入し、地域住民等が取り組みたい活動内容などを広く周知、登録、宣言をし、その活動を一緒に応援したい

人につながることができるプラットフォームを設置いたしました。現時点では、登録件数は83件、宣言登録件数は84件、活動報告件数は19件となり、リサイクル活動や手話体験学習、SDGs研修会などの展開が始まっており、スタートして実質11か月の実績としては順調に進んでいると評価しております。

2つ目に、グリーン社会いわゆるCO₂排出ゼロと経済成長を両立する社会において、本町が進めている事業の一部を申し上げますと、健康福祉センターへまきボイラーを導入し、町内産のまきの製造・供給体制ができ、またリサイクル活動団体の奨励金の交付を行い、令和4年度からは新たに家庭用のコンポストやペットボトル圧縮機の無料配布を行い、約280名の方々へ配布しております。さらに、資源ごみ回収拠点としてスプラポに設置するなども行っております。

また、協働のまちづくりの取組の一つとして、毎年の事業になりますが、令和4年11月13日に丹沢クリーンキャンペーンを行ったときには101名の方、令和5年5月21日、先月ですけれども、酒匂川統一美化キャンペーンにおきましては531名、合わせて632名の方々に御協力を頂きました。

3つ目に、以前一つの提案として示しました地域通貨の導入については、これまで関係諸団体の皆様方と意見交換するなど、現在検討を進めているところでもございます。

3つ目の御質問にお答えをいたします。自治会におけるタブレット端末試験導入については、令和4年8月から、貸与を希望する行政協力員にタブレット端末の貸出しを始め、現在26自治会中23自治会においてタブレット端末を貸し出しております。タブレット端末には、専用のアプリケーションソフトを導入し、行政協力委員の職務のほか、自治会活動をはじめ自主防災活動、地域福祉、環境美化といった地域に関わる全般において町とのやりとりにおけるデジタル化やペーパーレス化など、伝達の迅速化や地域全体の取組の効率化を目的としております。

現在は町からの簡単な連絡や会議通知、資料提供などはタブレット端末を使って対応を着実にしております。今年度はアプリケーションソフトのバージョン

ョンアップを予算計上しており、現在は町と自治会とのやりとりのみであります。今後は自治会内でもやりとりができるようになりますので、利用範囲がさらに広がることと期待をしております。

次に、高齢化対策の成果といたしましては、令和3年度からコロナ対策として始めました75歳以上を対象にタクシー初乗り料金の補助を行い、コロナ禍であっても外出による生活支援と健康促進を図っています。また、コミュニティ活動交付金における自治会における高齢者の居場所づくりの支援も、全26自治会で継続実施しております。

次に、自治会加入促進の取組といたしましては、転入前に町、自治会の魅力を知っていただくよう、町ホームページにおいて自治会情報として自治会の加入方法や各自治会の紹介、主な行事などを掲載し、情報発信を行っております。転入時には、町民課の窓口において当該自治会の入会案内チラシと加入申込書をお渡しし、町が自治会の加入を施す取組を行っております。

令和5年3月末の町内の自治会加入率を申し上げますと、約85.5%となり、10年前と比べますと10.6%の減となっている状況でございます。今後も自治会への加入が増えるよう、自治会さんと連携をし、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番 齋 藤 お答えありがとうございました。それでは、順番に再質問させていただきます。まず1番目のですね、西平畑公園のサウンディング、このときに最初に一度断られた会社があって、1者しか来なかったということで、それ以降もう一回ここで今、今後出てくる会社が出てくると思いますけど、これは同じところなんですか。違うところですか。まず1点目お願いします。

観光経済課長 令和5年10月に公募を行った1者と今回の応募のあった業者は同じところでございます。

10番 齋 藤 ありがとうございます。その中にですね、ちょっとお聞きしたいんですけども、先回、町長が桜まつり期間中、入園料で町に戻したお金が結構あったという御報告を頂いたんですけど、この辺で、この業者に新たな業者にそういった今まで観光協会が対応している事業だったと思うんですけども、この業者

にはその辺まで全部渡してやるという事業展開なんですかね。お願いします。

観光経済課長 今回の公募の中には、その桜まつりの入園料も入る仕組みとなっております。

10番 齋藤 ありがとうございます。分かりました。というのはですね、ここ、指定管理料0円ですよ。今まで西武造園さんとか、その前もあったと思うんですけど、指定管理料を幾らか払っていて、また、なかなかの赤字だったということで、期間が終わった途端に継続しないでやめてしまっているということが現状だったと思うんですけども、平成29年の指定管理料2,200万円の赤字でしたよね。その後、直営になってから、平成30年、1,800万円の赤字で、令和2年度も1,200万円の赤字。これには職員の人件費は含まないという御報告を頂いております。ということは、さらに数字としては大きなマイナスが生まれていると。これを新たな業者にきちんと説明されて、まずやったのかということと、それでさっきの駐車料金とかの…入園料とかのお金をその業者に渡すのかどうか。業者って、利益を出すために仕事をしている部分だと思うんですけど。そこがきちんとやりとりされてるのかどうか、少し心配になったもので。何しろ0円でやるということに手を挙げてきたんですよ。そこがちょっと心配でしたので、その辺はいかがなんでしょうか。

観光経済課長 今回の公募に当たって、前回もそうですが、公募の要件としまして、要項、仕様書の中にその辺もうたっております。そういった中で、0円であっても提案を頂いたということで、その業者にとりましては指定管理業務を通しまして松田町の発展に寄与するというので、様々なその業者のアイデア、ノウハウ、コネクションを最大限に生かすといった提案もございましたので、そういったことを理解した上での応募でございました。

10番 齋藤 ありがとうございます。1つちょっと分からないのが、数か月前にこの業者を駄目だと言っておいて、半年しないうちにはこれ、またオーケーだというのは、その辺はどこが違ったんですか。

議 長 齋藤議員、質問の内容がちょっと違うんじゃないですか。通告されてるものと。話が前に進んじゃってるような感じなんですけど。

10番 齋藤 指定管理の中身を出しちゃ、まずいですか。西平畑公園の。

議 長 サウンディングと回答されたと、それでその内容と結論はということですから。

10番 齋 藤 その結論に対して、どうなんですかということを知ってるんで。

まちづくり課長 私が、前任もしていて、ちょっと流利的なものがございまして、簡潔に御説明を申し上げます。前回、指定に…選定に至らずに、今回出ている事業者が同じであって、そこがなぜ今回そこがとったのか。当然、選定委員会の中ではいろいろな視点で審査をいたします。前回審査で選定に至らなかったのは、当然ちょっと厳しい提案の中で不足の部分があったという整理で単純にございまして、当然その終わった後を含めてですね、その事業者いろいろまた対策を練っていられたと思います。そういった内容を踏まえた提案をこのたびお受けして、それを選定委員会で公正に審議をした結果としてでございますので、何がどうというところをちょっと細かくは今お話しすることではないと思いますが、単純にそういった提案内容をしっかり改めて検討されたということかと思えます。

10番 齋 藤 分かりました。基本的にですね、0円で任せても、業者なので、先ほどから申してるように、事業所は利益を出すために仕事をしていると思うんですよ。その辺のところ、駐車料金とか、あといろいろ取れる手段がありましたよね。そういったものを今後どうやって展開されていくのかなというふうに、業者にもうけさせてあげないと、また5年後に終わっちゃうのかな。そういうところがちょっと気になったので、長時間、長期安定した仕事をしてもらいながら、この町の発展のために、ゼロでもやってくれている業者なんでね、その辺の感覚はどのように行政として受け止めていられるのかというのがちょっと心配なんだけど。ちょっとお聞きしたいと思います。

町 長 あの、ちょっと、上程した立場の人間なので、私のほうから話をします。事業者さんにはですね、齋藤さんと同じように利益がないとできない事業者さんという人と、そうじゃない人というということを、まず前提に考えなきゃいけないと思います。それは、ここの地域では、この事業ではマイナスになっても、ほかの地域で、仕事で利益があるという仕事やれている方々もいらっしゃるわ

けですよね。今回は、齋藤さんが懸念されていることは我々も重々に承知をしています。こんなに赤字で、ましてや、もう5年ちょっと前ぐらいですかね、あの会社さんが撤退されて、あの撤退された理由も御存じだと思うんですけど、駐車場料金を我々が1,500円に上げたいと提案したにもかかわらず、1,000円になりましたよね。あれがきっかけでいなくなっちゃったんですよ。我々としては、やっぱりいてほしいわけですよ。一緒に協働で進めていたかったわけですよ。なので、もう過去のことを言ってもしょうがないので。今回の提案の内容は、提案の内容といいましょうかね、町の指定管理を受けることによって、それだけのリスクがある。あるけども、自分たちの民間でやってきたノウハウを活用すれば、今、行政がやっていること以上に利益というかね、その辺のマイナス部分が少しでも補って、とんとん、もしくは赤字だっても、これは町のためにやりたいというふうなことで提案が上がったというふうに私は認識をしています。なので、これから確かに今年の桜まつりに関しては、コロナ禍を明けた一発目の祭り…祭りといいましょうかね、ということで、来場者が非常に多かった。それに各種団体の方も相当努力をしていただいて、町にそれだけ還元をしていただいた。その結果があります。その結果をもとに、今後もこの指定管理者がお認めいただいた場合にですね、その会社に今、入園料を渡すという表現をされてますけども、入園料も確保しながら、また観光協会さんたちにまた委託だとか、それ受けてもらえればの話ですけど、一緒になりながら、今後松田山全体のこととしてやりたいというふうな御提案を今回頂いているというふうに認識してますので、何かちょっと一歩目が違うかなって。むしろ、その業者さんがここにいらっしゃったら、びっくりしているんじゃないかと思うぐらいですよ。恐らくこれ、議事録に残ると思うので、そういった会社さんではなかろう…ないだろうなと思ってます。だから2回目、手を挙げてくれたんだろうと思って、私はそういうふうに信じてます。以上です。

10番 齋藤 ありがとうございます。それはね、町を愛していただけで、無料でもやりま
すよという方がいるのかもしれないけれども、事業としてやれば、やっぱり
利益を出さなきゃいけない。それは通常のことなので、そこのことが少し気に

なったところでは、ちょっとお聞きしました。この件については、今後また出てくる議案でございますので、そのときにまた聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、2番目ですね。町内の経済循環システムの件ですけれども、またここ、このゆさんでやっていただいている部分、ここは町が買っているいろいろなやっているとありますが、ゆさんがちゃんと利益出ているのかがちょっと心配部分ですけれども。その辺は今どのような流れになってますでしょうか。

環境上下水道課長 再生可能エネルギー事業としまして、令和3年の9月にゆがNPOとして法人化しまして、実際に福祉センターにまきが納品されたのは令和4年度からというふうになっております。その中で、まず木材の調達におきましては、森林組合また東電の地域内から出たもの、その他地域の方から安定して木材を得ることができております。まきの納品につきましては、福祉センターには滞ることなく納品しております。その他、キャンプ場やこだわりのあるパン屋さん等に、いい木材を出したりしております。その他、町のほうでは今後ふるさと納税の返礼品として、まきを使うというような話も受けております。まだ始まったばかりで、事業は安定しているというふうにゆのほうからは報告を受けております。町でも私どもの環境上下水道課と福祉課のほうで定期的に打合せを行い、また実際に現地にも行って確認をしております。目標としては、今年度令和5年度は2倍のまきの納品を考えているというふうにゆのほうからは聞いております。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。ゆさんがもうかっていけば、それでいいんですけれども。東京電力パワーグリッドからの購入って、前回お答えの中にあっただけですが、この辺の状況はどのようなになっているでしょうか。

環境上下水道課長 申し訳ありません。東電からの納入については、ちょっと今、資料を持っておりません。すみません。

10番 齋 藤 松田産と違うところと分けているという話もあったので、その辺がどうなっているかなということで、ちょっと。まきには変わらないんですけれども。分かりました。じゃあ、いいです。

その地域の経済を循環させるためには、やっぱり町内をどんどんと使っていただいてもらえればいいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、小田原市がやっていた「おだちん」ですか、町長がまた町内でもやってみたいけれども、現在まだ検討中という状況下ですけれども、その辺はまた出来上がらない限りは、どうにもならない部分だと思うので、その辺は今後も御検討していただき、どのような形で出てくるのか分かりませんが、経済を循環させるような仕組みをつくっていただきたいなと思ひますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ここの当町はSDGsにかなり取り組んでいる町だと思ひます。例えばペットボトルの回収機、それがスプラポのところにあるって、先ほどのお答へにもあつたんですけど、ほかにはまだ取り付けるといふ感覚はないんですかね。あそこのみですか。その辺お願ひします。

町長 御質問にありました、今スプラポに設置させてもらっているんですけども、今のところ設置場所をずっと、例えば寄地区だったら管理センターだとか、ドッグランに来られる方たちも多かつたり、来町者としてですね、そういうのもいらっしゃつたりするので、そういった場所とか、当然場所場所にあるんですけど、今のところ御理解を頂けるところまで至つてないといふことで、まず取り急ぎ第一弾としてスプラポさんのほうで、じゃあいいですよ、特にあそこ、子育て支援センターでもありますしね、いろいろ来るられるので、そこに置かせてもらうといふことに承知もらったので、そこに置かせていただいているところなんです。だから、今後そういった格好で、逆にここいいといふてるよとか教えてもらえれば、そういったところにまた設置もしていきたいといふふうには考えています。以上です。

10番 齋藤 ありがとうございます。今後いいところがあれば置いてみたいといふことで、御案内をしたいと思ひますけれども。その前に、町長、ペットボトルをそのような形で処理するといふより、ペットボトルをあまり買わない方向につくられるといふ仕組みもどうかと思ひます。例えば開成町さんあたりですと、庁

舎内の中にペットボトルは一切売ってないですよ。職員にも水筒でドリンクを持ってきてくれという指示が出てるそうです。こういったことによって、自らペットボトルの使用、一応SDGsの発端となったのがマイクロプラスチック問題だと思うんですけども、そういったことのお考えなんかは、いかがなものですかね。

町 長 開成町さんの取組はほんとすばらしいなというふうに思っているところでもあります。恐らく開成町さんのほうは、手順を踏んでそういうふうにやられているんだらうなということもあります。当町においても、そんな話はしたことがあるといいましょかね、あるんですけど、なかなか進んでないというところは、やっぱりいろいろな考え方もあるんだらうなと思いますけど、そういったところはあまりトップダウンで落とし過ぎるのも何かなという感じです。

今現在、町としてやっているのは、町というか、役場の中でやっているのは、とにかく洗って分別をなさいはやっているんですね。そこはなるべくもう、少しくせがついてきたかなという感じでありますので、要は資源ごみと燃やすごみ、燃えるごみといいましょかね、燃やせるごみみたいな、ここでは今やっているところであります。ペットボトルについても、少しずつ業者さんとお話ししてですね、ペットボトルじゃなくて缶の何かにするとか、最終的にコストの問題でしょうけども、いろいろ研究していきたいというふうに思います。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。最先端のSDGsを取り扱ってる松田町としては、そういった考えもあってもいいのかなと。というのは、私も毎月1回、酒匂川の河口に清掃に行くんですけども、ペットボトルの量が半端ないんですよ。そこで拾っている人たちの言葉、上流から流れてくるんですよと。上流というと、当町、隣町もそうですけども、そういった中の人たちがじゃあ流しているのかって、ちょっと気が引けてしまった部分なので、できればあまり利用しない方向に持っていくことが一つの策かなと思って、今ちょっと発言させていただきましたので、もしできるようでしたら、今後そのような形でペットボトルをお考えいただければと思います。

続いて、3つ目に行きます。自治会におけるタブレットの導入、これは幾つか…3自治会ですか、これがまだやってないって。このやらない理由というのはどういうことなんですか。

総務課長 ただいまの齋藤議員の御質問にお答えします。理由は3自治会それぞれなんですけど、タブレットを使わなくても、御自身のスマホでメールによる対応ができるとか、あと…それが2点ですね。それから、ちょっと1自治会さんがちょっとその機械系には少し不慣れのために、もうちょっと様子を見させてほしいというところが1点です。以上です。

10番 齋藤 分かりました。自治会長がいない自治会がありますよね。そういったものは、そこはタブレット使ってるんですか。その自治会長いたということですね。それに対応させている。高齢化が多くて、高齢化しているので困ってますよと。自治会に入る人たちも少ないですよという問題、高齢化というのは、何が大変だというと、町から来る配りものが大変だということです。これもまたちょっと隣の例を挙げちゃって失礼ですけども、開成町とかだと業者にチラシとかいろいろなものを配っていただくような仕組みに変えたということを知っているんですけど、その問題を解決してあげないと、自治会の問題といっても、タブレット配っただけじゃ、それはできないじゃないですか。タブレットを配って、今度そこにいろんな広報類を載せて、それをダウンロードしろとって、それが今、できるのかなというのがありますし、紙でベース、配らなきゃいけない部分というのが出てくると思うので、配るという行為が自治会では難しくなってきたというのが現状だと思うんですけど。その辺はいかがなものなんですか。

総務課長 今回の齋藤議員の御質問にお答えします。ポスティングにつきましては、昨年の10月ですか、試験的に全戸配布のポスティングをさせていただきました。そのときポスティングに対する意見は様々だったんですが、賛成の意見のほうが17自治会で反対が9自治会ということでございました。それらの意見をちょっとうちのほうとしましてもですね、集計をさせていただきながらですね、今後はですね、自治会さんといろいろ調整をしながら、ポスティングが実施できる

ように、いろいろな手法をちょっといろいろ検討させていただきながら、前向きにやらさせていただくような形で今、検討をしているところでございます。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。やっぱり配るという行為ができないという部分と、反対しているちょっと理由は、何となく分かるんですけども、例えば高齢化して一人住まいのおうちにそれを持って行くことによって顔が見れるじゃないですか。そうすると、その人が、変な言い方ですけど、生存確認じゃないですけども、そういったことも持って行くことで対応できますし、その自治会長、配るときにやるわけでもないと思うんですけども、そういった部分、自治会の中でそういった孤立をさせていかない部分と、紙を配ってポスティングによって渡す部分、その辺をどうバランスとっていいのかなって部分があると思うんで、この辺はよく研究させていただいて、お願いしたいと思います。

それと、タブレットを持てば、W i - F i 環境がなきゃいけないということで、前回ちょっとそこまでまだ考えてないというお話だったと思うんですけど、この辺はどうなりますかね。

総 務 課 長 W i - F i 環境のお話でございますが、タブレットにつきましては先ほど町長の答弁にもあったように、タブレットは昨年の8月から貸与を開始して、実際的に1年もたっていないような事業でございます。その中ですね、今、自治会長さんたちに機械に慣れて、町とのやりとりができるような形になってきますので、今現在はうちのタブレットはW i - F i 専用のタブレットでございますので、今後の利活用等、自治会さんの御要望等があれば考えますが、今現在はまだ利活用も限定的でございますので、現段階ではまだそういうW i - F i の町負担とか、そういうのは考えてないところでございます。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。またちょっと新しいことをやるのにどうしてもね、W i - F i が必要な部分だと思うので、幾らかちょっと補助を出してやらなきゃいけない部分も出てきちゃうのかなって。若い世代なんか、今、お金がコロナ禍で大変だったという人たちもいると思いますので、それで前回ですね、環境美化委員とか、スポーツ委員の報酬が各課で規定されてるということのお話

でしたけれども、パートに出て行けば今、神奈川県、昨年私が質問したときは1,040円だったんです。今年は最低賃金は1,071円です。1年間でもう41円上がってるんですよ。そこをパートに出た人が休んで自治会の仕事をやってくださいよといっても、ちょっとってなってしまう一つの要因なのかなと思うんですけども。だからこの、こういった作業によって何か前回の質問では値段が違おうと。各課に任せてあるという状況だったと思うんですけど、その辺をある程度、多少仕事によって違うと思うんですけど、統一してあげないと、最低賃金ぐらい出してあげないと、それをやってくれないんじゃないかなっていうふうにはちょっと思うんですけど、そういったものを各課によってばらばらよりは、一つにある程度まとめていって、町の代理の仕事というか、そういうことだと思うんですけども、そういったことの考えはどうなんですか。

総務課長 総務課のほうの非常勤特別職の関係で、報酬はそれぞれ各委員さんによってそれぞれ報酬額が違っているのは前回お話ししたとおりでございます。各委員さんの仕事内容とか、作業日数とか、出勤回数によっても内容が違ってきますので、一概にある程度の枠でというのは、なかなか正直難しいところはあろうかと思えます。それぞれ詳細については、すみません、所管のほうの担当の委員さんの位置づけになりますので、私のほうでその内容までちょっと深く言えないところでございますが、今、議員が言われたようなこともあるということは、ちょっと肝に銘じながら、ちょっとそこら辺の中で何かいい策ができるか、何かいい対応はできるかというのは検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

10番 齋藤 分かりました。いろいろ検討課題があるとは思いますが、ほんとパート休んでやるのかといたら、若い人はやらないので、それもちょっと自治会に入っていない要因なのかなという部分だと思うんですよ。そういったことを解決していってあげないと、でも基本的には全国で自治会の加入者が減っているというのも出ております。これちょっと前の新聞に出ていたことなんですけど、小田急でソフトを開発したというので、利用者が増えていると。これ、町がやってるようなことだと思うんですけども、（私語あり）各システムを使って、

さっき町長が言った一丁目一番地じゃないですけども、それがまず大事だということ、で、「いちのいち」という名前でシステムを使っているみたいなんですよ。うちも今後、今、新たにバージョンアップするんですよね。その辺で今、そういった時代にはなってますので、そこにどう町民と一緒にやってもらえるのか、どうやり方が簡単にいけるなのか、そういったのが全国的にきてるといのは、もうこういう報道からも分かるので、当町も高齢化している町ですので、早めにその辺を対応してあげないと、いつの間にか自治会がなくなってくる。自治会長いないなんて、普通は考えられないので…。

議 長 齋藤議員、通告時間を過ぎておりますので、そろそろまとめてください。
10番 齋藤 その辺をお願いしたいと思いますので。これで終わりますので、お答えはいいです。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第3号、齋藤永君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。なお、休憩中に昼食を取っていただき、午後は1時より再開いたします。 (11時45分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)
引き続き一般質問を行います。

5番 田代 受付番号第4号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。
それでは、議長の許可を頂きましたので、一般質問させていただきます。受付番号第4号、質問議員、第5番 田代実。件名、ジビエ処理加工施設の今後の運営について。

県内初となる公設型ジビエ処理加工施設は、2月19日に落成式が挙行され、3か月が経過しました。しかしながら、施設はいまだ稼働されておりませんので、次のことについて町長のお考えを伺います。

(1) 施設にはミンチやスライサー、真空パックの機材などが備えられていますが、これらを使って精肉に加工して販売するための研修は。

(2) 販売するために真空パックした商品への品質表示・販売単価・一般客用のレシピなどが必要と思うが、これらについて運営を委託する猟友会との調整は。

(3) 猟友会員が個人で解体した肉を、その方が真空パックして販売することですが、保健所の許可はとれているのか。また、個人では戦略的な販売が難しいので、一元化して販売すべきと考えるが。

以上3点について、よろしく願いいたします。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず1つ目の御質問にお答えいたします。ジビエ処理加工施設の利用につきましては、捕獲者が対象物の所有となる捕獲者処理方式であることもあり、食肉の安全確保をしていくため、講習や実習等を受講し、確実な処理知識・技術を取得された方に限定していくこととしております。そのため、令和5年3月20日に足柄上猟友会の会員の皆様を対象に、一般社団法人日本ジビエ振興協会より講師を派遣していただき、講習会を開催いたしました。

講習会では、登録を義務づけておりますので、利用者に必要な知識や技術等を学んでいただくため、施設での個体を用いた解体処理方法や、安全で衛生的な食品を製造するための管理方法とするためのハサップの考え方を取り入れた衛生管理についてなどの内容でございました。

今後につきましては、7月に前回受講者である足柄上猟友会の皆様を対象とし、一般社団法人日本ジビエ振興協会より講師を派遣していただき、解体や加工処理などの講習会を2回実施することを予定しており、その後、受講者が学んだ処理加工方法を各支部内にて研修をしていただく期間を8月から9月の2か月間設けることで、施設利用者全体の技術向上を図ることを予定としております。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。行政と委託事業者を予定しております足柄上猟友会様との役割分担について申し上げます。品質表示のラベルについては、ラベルのもととなるものは行政にて準備をし、運用については足柄上猟友会さんの確認のもと発行することとなります。

次に、販売価格につきましては、解体処理されたジビエ肉は、個人の所有物となるため、価格設定は個人の裁量で決めることとなります。

次に、一般客用のレシピにつきましては、ジビエをおいしく安全に頂くため、

個体をそれぞれの特徴や部位の違いに応じた正しい調理方法を学べるよう、行政が主体となって情報収集を行います。また、一般社団法人日本ジビエ振興協会さんから情報提供いただくとともに、先進的に他施設が実施しているところもございますので、レシピの研究を行い、足柄上猟友会の皆様方に情報提供していきたいというふうに考えております。

次に、3つ目の御質問についてですが、令和5年2月21日に松田町がジビエ処理加工施設での食肉処理業と屠殺解体処理を行うことについて、保健所の営業許可を取得しております。令和5年1月27日には、保健所職員による講師のもと、施設利用者に向けた保健衛生講習会を実施し、80名の方が参加をされました。今後につきましては、受講された方が施設利用を行うことについて、保健所が承認をしております。

次に販売の一元化につきましてですが、前提として解体処理加工されたジビエ肉は個人の所有物となりますので、個人で販売先を自由に選択することができます。また、実際に個人で販売先を持っている方もいると伺っております。一方、個人での戦略的な販売が難しい方がいらっしゃることも想定しておりますので、本格運営までの間に5町で構成される協議会が協力して販路先とのマッチングなど支援を考えております。

今後につきましても、足柄上猟友会様や一般社団法人日本ジビエ振興協会との官民連携による情報交換・情報共有を密にし、販売や運営について調整を図り、支援してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番 田 代 この一般質問することにつきましては、2月の19日ですか、落成式が行われました。このあしがらジビエ工房、この施設につきましては、私の自宅の裏にあるので、利用状況、これについて気になっているので、よく使っているのかなという形で見させていただいています。あと、この施設につきましては、建設額が約4,000万、道路整備と違って、完成して終わりという施設ではありません。有効に活用して、ジビエ肉をどのように販売していくか。これがこの事業の最大のポイントであると私は考えています。しかしながら、私が見ている範囲では、2月19日の落成以降、完成以降、3月20日に、先ほど町長からも回

答ありましたけれども、日本ジビエ振興協会の講師を招いて解体処理研修が行われています。それ以降3か月近くになりますが、残念ながら今のジビエ施設、あしがらジビエ工房を利用されているというのは、私が見た範囲では閉ざされたままというふうに見ております。施設の運営について、10月スタートなんですけれども、今この助走、準備する期間が一番大事な時期だと思い、質問させていただきます。松田の農業を守るためには…守るため、そして観光客や農林業従事者のヒル被害、こういったものをなくすためにも、非常に重要な施設ですので、ぜひ成功してほしいと思い、これから3点の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず1点目です。これからの質問については、質問の回答ですね、詳細説明、それとかケース的なものは課長さんにお答え願いたいと思います。あと政策的なもの、方針、これについては町長に回答をお願いしたいと思います。では1点目です。7月までに前回3月20日の受講者、解体処理を行ったときの受講者を対象に2回目を行うと。その後、8月から9月までに精肉加工関係の研修を予定しているとの今、回答を頂きました。この件に関して、今現在、猟友会は管理捕獲を毎週日曜日に実施しております。鹿を何頭も捕獲して処分していることを伺ってます。今この捕獲した鹿を、このあしがらジビエ工房で解体しないで、現地で行って埋設しているというようなことで、ジビエ工房は活用されていないと私は理解しています。これについて、実際どうなのかね。私が見ている範囲では、毎日見ているわけではないんですけれども、ここで実際に猟友会に使ってもらって、もっと研修で受けたことを具体的に実践して、それでミンチとかいろいろな真空パックとか機械があると思います。これについて、まだ個人の処分で販売は難しいんですけれども、この10月からスタートする前に実践していくと。この考えについてお伺いします。これが1点目です。

観光経済課長

先ほどの答弁とちょっと重なる部分がございますが、御容赦ください。3月20日に猟友会の皆様を対象に、講師講演、講習会を開催しました。講習会では登録を、この施設登録を義務づけておりますので、利用者に必要な知識や技術等を学んでいただくため、施設での個体を用いた解体処理の方法、または安全

で衛生的な食品を製造するための管理方法、これをハサップといいます。の考え方を取り入れた衛生管理についての講習会の内容でございました。今後につきましては、6月から7月に前回3月に受講した足柄上猟友会の各支部1名程度、支部は9支部ございます。1名程度を、計12名が引き続き2回。2回というのは別々の日です。2回受講しまして、施設における解体の基準を学んでいただきます。さらに進んだ解体、詳しい解体ということで、これを一般社団法人日本ジビエ振興協会から派遣をしていただく予定でございます。

この後、8月から9月に解体講習を受講した各支部の1名、これはエキスパートとしまして、支部ごとに施設を活用しながら支部員にそのノウハウを伝達しまして、登録者全員が基準を満たす解体技術及び施設の運用のルールを習得していただくことを予定しております。つまり、施設を利用する全体の技能向上を本格稼働まで図るということでございます。

御質問のありましたとおり、松田の猟友会が捕獲したものを、本格稼働まで学べないかというものの質問でございますが、先ほどの答弁と繰り返しますが、あらかじめ使用者の登録を受けて、ジビエ処理の施設のガイドラインに沿った処理手順、解体技能を一定水準確保した上が前提となりますが、やはり本格的な運用には実践も重ねなければいけないと思いますので、頂きました意見を5町で構成する幹事会で調整し、その結果を足柄上猟友会にお話しさせていただく。ほかの4町との関係もございますので、お話しさせて、その結果をお話しさせて、利用ができるような取組ができるか、話して検討していきたいと思っております。

5 番 田 代 概要は分かりました。もう少し突っ込んだ質問をさせていただきます。ただいまの回答ですと、8月から9月までに精肉加工研修ですよ。これを各支部1名の選抜メンバーで行うということなんですけども、これについては何回開催されるのか。それと、1回の定員は、今の回答だと5名ぐらいかなと思うんですけれども、それでよろしいのか。研修内容、ここが一番大事だと思うんですけれども、どのような研修を行うのか。特にミンチ、スライサー、真空パックも、ある程度備品もそろっているということなので、それらを使ってどうい

うふうな展開をしていくのか。これについて回答をお願いいたします。

観光経済課長 8月から9月は9支部、9支部の各支部がですね、それぞれエキスパート、6、7月で受けた方がエキスパートとして支部にそれを伝授していくというものでございますが、内容としましては解体技術、施設の運用のルールを習得していただくとともに、その記録とかそういった衛生の手順、そういったものを再確認してもらおうというものと、施設設備がございますので、そういった取扱い方法を熟知しまして販売ができるような形まで持っていきたいと思っています。それには各支部の温度差もございますので、各支部が重ねて研修をする場合もございますし、回数については持ち帰った各支部で熟知できるような講習というものを考えております。

なお、6、7月にかけての受講者は、先ほど5名というようなこともおっしゃっていましたが、3月に受講したのは12名でございましたので、案内しているのは12名に今御案内をしております。そこから各支部におろしてまいりますので、施設の広さもございますので、各支部の事情もございます。そういった中で、より多くの方が、80名、3月に受講しましたので、より多くの方、登録している方が全員賄えるような講習をしていきたいと思っています。以上です。

5 番 田 代 今のお話ですと、8月から9月まで、前回受けた80名、この方を対象に順次研修していくと。具体的には、先ほど私、質問したように、ミンチ、スライサー、真空パック、これを使って解体したものを実際売するための製品にすると。そういう研修をするということではよろしいのかどうか、再度回答をお願いします。

観光経済課長 本格運用を10月に目指してしまして、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

5 番 田 代 そうすると、80名ですので、かなり数多くなると思うんですけど、延べ何回ぐらいの研修を実施されるのでしょうか。

観光経済課長 各支部の人数もございますが、熟知するには6、7月で2回、8、9で2回とありましたので、2回以上は、各支部2回以上は実施することになります。支部の人数が多い場合は、それ以上の回数を講習をするようになると考えられ

ますが、先ほどの答弁と繰り返しますが、支部全員がそういった販売までの工程ができるようなことを考えておりますので、2回以上、各支部2回以上というものを考えております。

5 番 田 代 そうしますと、今、9支部というお話でしたよね。それで2回ですから、18回はやると、そういうことですよ。そうすると、あれですよ、7、8、かなり稼働するということで、施設を有効利用するということで理解させていただきます。それと10月の販売に向かって、この期間にしっかり準備されると、そういうことでよろしいわけですね。では、1つ目の質問は終わりました。

次に、販売単価、一般客用のレシピ、これについて他施設の事例を調べて情報提供していくということなんですけれども、私もネットで調べていると、山梨県の東部、東京寄りにある丹波山村ですか。ここがかなりジビエ肉について積極的に販売している先進的なところかなというふうに感じております。そこで、丹波ジビエという会社が運営しているようなんですけれども、その関係をネットで見ますと、バーベキュー用のスライス肉、これは味つけしたもの。または味つけしていないモモ肉、これらについては100グラム当たり800円から1,200円ぐらいで販売しているんですよ。非常にいい値段で、いい商売しているように私は見えます。あと、ハツとかタン、こういったものも800円から900円ぐらい、100グラム単価です。あと、ジャーキーですか、あまりよくない肉だと思うんですけど、これについてはペットの餌、犬用の餌で30グラム910円、10グラム当たりにすると300円です。うまく、くず肉もうまく利用して販売していると。先ほど回答にありましたように、他施設の情報を集めて、それを猟友会の方に提供していくというお話なんですけれども、私はネットである程度単価的なものは調べられると思うんですよ。実際に自分たちが見て、あ、こういう肉でこういう形状で売っているのかと、そういうものは現地のものを見ないと、もう少し販売するのに、しっかり現地のものを見て、あしがらジビエ工房でできたものを売る戦略、これについては課長さんとしてはどのようにお考えでしょうか。

観 光 経 済 課 長 今回の御質問にありましたとおり、インターネットでも自由に検索できまして、

御承知のとおり販売や価格というのは100グラムで購入、私が調べたところ、100グラムで購入できるところもあれば、1キログラムからしか購入できないところもございました。価格の相場としましては、鹿ロース100グラム当たり、やはり議員さんのおっしゃったとおり800円から1,000円といったところが多かったような印象がございました。御承知のとおり、鹿の安定的な、ジビエの安定的な供給というか、ものは、なかなか難しいものもございますので、そういった意味でも今後10月に向けての本格稼働に向けて、私も松田町から近い施設で何か事例があるかということで調べさせていただいたところ、その丹波山村ジビエ肉処理加工ということで事例がございました。この事例では、野生の鳥獣の捕獲から解体、精肉製造、最後に販売の全ての工程を自社で行うということで、徹底した品質管理と安心で安全なジビエの製品を提供しているといったものでございました。

その施設の詳しい単価などは、ちょっと検索することできなかったのですが、そういった細かなことにつきましては、御質問のありましたとおり、私も現地のものを見なければ分かりかねないものもあるなというような個人的な私の意見でございます。以上でございます。

5 番 田 代 私もネット検索して、丹波ジビエ、この施設について、平日9時から17時まで営業して、休みは土、日、祝祭日というふうなことで、あと販売している、主に鹿肉が多いですね。肉だけじゃなくて、コロッケにしたりだとか、カレーにしたりだとか、いろんな何ていうのかな、販売についていろんなものを持っています。だから、非常にここの団体というのは参考になるのかなと。多分、民営だと思うんですけども、距離的にもそれほど多い施設でないんでね、実際に実践して、かなり売っていると思うんですけど、もし分かっただら結構なんですけど、この会社は従業員がどのくらいで、年間鹿肉の販売がどのくらいされているのか、あと何人くらいでやっているのかと、年間の販売額、こういったものはどうかと。その辺は情報はお持ちでしょうか。

観 光 経 済 課 長 この施設、丹波山村ジビエ肉処理加工施設につきましては、整備が平成20年度でございました。取扱いの獣は鹿ということでございます。年間の処理頭数

は、令和元年度、ちょっと古いデータですが、98頭ということでございます。従業員数は3名で、主な販路としましては小売り、通信販売、県内及び都内の一部レストランなどに販売しているということで、ちょっと売上高についてはそこまでの資料はございませんでした。今後聞き取りなどして調べてみたいと思っております。

5 番 田 代 詳細についての回答ありがとうございます。ここで町長にお伺いしたいんですけれども、先ほどお話ししたように、やはり販売、これがあって初めてこの施設は成功すると。ある程度、役場経由ですとか丹波山村役場とか、この施設にある程度は照会かけられると思います。相手の状況を把握した中で、町長、ここに視察に行って、実際、生の勉強すると。それで、どういうふうにしたらいいのかと。とにかく販売ですからね。この辺に関して、たしか視察予算とかそういうのは見てなかったと思うんですけれども、私は行く必要があると思うんですよ。この辺の考えについて町長はいかがでしょう。

町 長 現状やられている方々の状況を知るということは非常に大切だというふうには思っておりますので、もうこれ、小菅村のすぐ裏なんですよ。なので、非常に遠くないです。約2時間ちょっとぐらいで行ける場所ですから、ちょっと気合入れればというか、行ける場所なので、その辺は調整して行きたいなというふうに思っています。

この間ですね、また別件になりますけど、小菅村にちょっと行ってきて、その後、丹波山村を通り過ぎちゃったので、今度ね、行ってきたいと思っておりますけれども。実は…実はじゃないですね、この件についても当然ですけども、一方であの施設を利用してやっていただくというような動きもある中で、やっぱり販売をしっかりやっていくために、どのようなブランディングをしながらやっていくかという話を先日ちょっと東京のほうで話をしてくるグループと一緒に話をしてきたところでもあります。今現在、農水省のほうでそういった分でジビエ肉の販路拡大だとか、ブランディングして行ってやっていくだとかという補助金もあるやらと聞いておりますので、そういった補助金を頂きながら、せっかく本当にいろいろな御苦勞をされて、確保して、加工までしていただい

たお肉が、安いお肉と一緒にのようなレベルで販売されているということが、非常にそこでは日本ジビエ協会の藤木さんと一緒にお話ししたんですけども、会長もおっしゃっていました。ですので、その会長のお言葉を頂くとですね、今、鳥取の辺りのジビエ肉は非常に安く物事が入ってきて、需要と供給でいくとそっちのほうに持っていかれているところがあると。なので、比較的東京のほうでというか、使う側のほうとしては使いやすいという話がありました。しかしながら、松田町でとれているお肉については、完全な野生とっちゃ野生なんでしょうけども、今の現状は人様が食べるようなものを食べたりしているような格好で、多分肉の質はほかと比べていいものですからということで、いう話をしてあります。今度、今月ですね、13日にその一行をうちに迎えて、御案内もするような形になりますので、ぜひそういった方々ともコラボレーションしながら、あしがらジビエ工房で出たお肉はほかの安いお肉とはちょっと違った部分だということで、差別化を図りながら、またブランディングをしながら販売できるように、しっかりと我々として支援をしていきたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 前向きな回答ありがとうございます。ただ、先ほどお話ししたように、予算的な面で、当初予算ではそういった視察研修、そういったものは計上されていないんですよ。この辺に関しては、途中で補正していただくとか、いろんな方法あるんですけども、ぜひ実行していただきたいと。そのためには町長としてどういう手法で視察をやっていただけるのかと。この辺についてお願いいたします。

町 長 施策費については、職員というか、我々の研修費もありますので、その中で、わざわざ多分そういうふうなことをしなくても行ける予算は多分持っていると思います。泊まりじゃなければ。以上です。

5 番 田 代 確かに5町で大枚をかけて造った施設ですので、何でもお金を使えばいいというものではないと思います。そのようなことで、行政職は視察に対応できるようなんですけども、ぜひ猟友会の何人かのエキスパートの方も一緒に行って、それで現物を見て、こうなんだということであれば、ある程度10月に向か

って販売戦略という面でプラスになると思います。猟友会のほうでも、やはりある程度管理捕獲してお金を持っていると思うんでね、その辺は勉強ですからね、両者実費、受益者負担ということでやっていただけたらありがたいと思います。ぜひこれは実行していただきたいと思います。

最後に保健所の許可の関係ですね。あとは販売方法か。もう既に販売許可は取れているということですから、施設としては完全にクリアできたというふうに理解させていただきました。それで、すごい私、気になるのが、懸案事項として気になることが、去年の12月の定例会、その中で、ジビエ処理加工施設、これは猟友会に委託してやっていかれると。それで、加工された肉は小田原・箱根の事業所、JAの直売所、こういったものを売り込みを行うということで、それについて進捗状況と具体的な戦略はということでお尋ねしたときの回答が、今回のうちのほうの施設は公設型の共同施設です。県内初のジビエ処理加工施設ですので、安全で良質なジビエを安定的に供給していきたいと、このように町長のほう答えられています。一方で、これ読ませて…回答書の中をもう一度確認させていただくと、原則は個人販売だと。捕獲者処理方式ですか、専門用語で言いますと。そういったことでやると。おのおの個人が加工するわけですよ。売り場を持っている人は、それで自分でプライベートで販売すればよろしいのかと思うんですけれども、戦略的に小田原・箱根の事業所、JAに直売していくというと、個人の対応では非常に難しいと思います。回答では、5町でつくる協議会ですか、これで販売先のマッチングなど支援を考えておりますというふうになっているんですけれども、実際5町で構成して、頭は5つあるんですけれども、やはり松田が事務局で進めているので、ある程度この辺をうまくシステム化しないと、販売まで、大量販売までいくには厳しいかなというふうに感じております。この件に関して、町長はどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

町長 御質問頂いた件についてですけれども、そうですね…そうですねという表現もあれですね。分かりやすいかどうかですけど、例えば大間のマグロみたいな感じで、商標登録があって、やはり足柄の丹沢ジビエとか、いろいろそういうふ

うなブランディングを先ほど言った話をしていっていくことによって、各方々が扱っているお肉が、そのところから出てきたお肉なんだというふうなことをすることによって、先ほど言われる戦略というふうなことになる…につなげていくんだろうなというふうな想像はしています。ただ、やはりここでお肉自体が各それぞれのもので、やっぱり値崩れというのが一番怖いわけですね。あそこの人はこのくらいの値段で売った。この人はこの辺の値段で売った。同じ工房から出てたけど。そうするとダンピングみたいな始まって、非常に付加価値というものが時々出てくるかなということがあるので、その辺りはやはりこれから利用者の方々ともよく話をしてですね、基本的にはオープン価格みたいな形になるんでしょうけども、極力そういったところで安くしすぎないけれども、ブランド価値を下げないということは必ずあるので、そういったこともいろいろ情報共有しながらやっていくように、いろいろと勉強していきたいかなというふうには思っています。以上です。

- 5 番 田 代 私が一番お伝えしたいことは、個人で販売していく。個人ですと、やはり作るものが、今、町長が回答されたように、おのおの差が出てくる。それを戦略的に販売するには、お寿司で言えば松竹梅とか、上中下とか、レベルをつけて、この幅だという一つの猟友会の中での約束事、それで品質を統一していくというのは大切かなと感じます。あとは、これを個々が販売するのではなくて、個々で販売しても構わないです。自分で売り場持っている人は。ただ、全てがそういう人ではないのでね。いろんな税務上の申告の問題とかあると思うんですけども、一つの方策としては、猟友会がある程度請け負って、その販売を行うと、そのような窓口、そういったものをつくれなかと。それがしっかりできると、一つずつクリアできるのかなと。また任意団体だと、所得があるとなかなか難しい面もあるんでね、それはそれなりにクリアしていかなければいけないと思うんですけど、個人販売はどちらかという脇役で、ある程度の数量、先ほど丹波ジビエは96頭だか年間…98頭ですか、販売していると。このくらいの量は足柄上地区の鹿だと出ると思います。先進地を参考にやればいけると思うんですけども、個人販売ではなく、そういった一つの団体に委託して

販売していくというふうに私は思うんですけども、町長はこの考えについていかがでしょうか。

町長 それも当然一つだとは思いますが。実際ここに…ここというか、この状況に至るまでにはいろんな議論をしていただいて、やっぱりこれまでの何ですかね、積み重ね…これまでの歴史ですかね。猟友会さんの歴史というものの中で、今の現状としてはやっぱり捕獲者処理方式というものを選択肢として今現状決まっているということは、もう前提でやっぱり物事を話しなきゃいけないので、それはもう我々としては外せないと思ってます。

ただ、おっしゃられるような格好で、いざ今度販売という話になったときに、いやいや、どうしてという話になろうかなというふうなものも当然想定もさせてもらっています。ですので、今後10月というところまでの間は、猟友会の皆さん方に大変恐縮ですけど、腕を磨いていただいている間に販売のほうのこととかは我々のほうで並行しながら、価格のこととかも調整しながら、実際のところこのくらいでこういうふうな格好で売れるので、例えば今、売り先を持ってないという方々については、猟友会さんのほうでひとつ窓口になってもらえませんかとかいうふうなものも、御相談ベースで少しずつ進めていければなというふうに思ってます。何せ、そのやっぱり責任を負うというのもまた大変なことですし、その辺がこれからの大切な調整の内容だろうなというふうには理解はしていますので、やっていきます。

5 番 田 代 先ほど丹波山町ですか、丹波山村のほうの施設にぜひ視察に行きたいということですのでね、そこを見ると結構ね、見えてくるんじゃないかな。どういうふうにやったらしっかり売れる。その辺については、視察に行くころを一つの目安として、委託が10月1日から猟友会に行う予定ですのでね、その後の、そのときになってどうしようではなくて、9月までに視察も含めて販売戦略、これを猟友会と町、両輪ですので、しっかりとチェーンでつないで、しっかり動かしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

あと、最後にですね、ヒルの被害なんですけど、町長はヒルに刺されたこと、何回かありますか。

町 長 奇しくもですね、この間の、おとといの日曜日でしたっけね、に山の散策に私も朝から行ったときに、恐縮ですけど初めて刺されたのを家に帰ってきてから分かりました。以上です。

5 番 田 代 皆さんちょっとお笑いになりましたけれど、これもすごい深刻な問題なんですよね。私は10発以上やられています。1年半ぐらい前から十何回やられています。一つの例として、この間、台風の影響で大雨が降って、風がかなり吹きました。林道がかなりね、倒木があったりして、私は地元の根石農道、翌日の日曜日かな、見に行きました。枝が落ちたのを片づけたのと、あとは土が狭い、8尺ぐらいの…6尺ぐらいの道だと、土がもう落っこってきて上がれなかったから、スコップでどかして、根石農道、行けるところまで、中尾農道との合流点の手前まで行ったんですよ。その作業中に、あ、かゆいなと思ったら、足元に、くるぶしの上に刺されてました。ちょっとさわっただけで、そういうふうになってしまう。本当に山に入るときは、しっかりと裾を縛って、大丈夫なようにして行くんですけども、本当に気軽な感じで行ったときに、もう山でも比較的手前、人里に近いところでも刺されてしまいます。町は観光振興ということで、自然遊歩道、こういったところを歩いて寄に行けたりだとか、いろんなハイキングコースやっております。その中で、やはりちょっとしたことでヒルに刺されると、ほんと刺されたときはちょっとかゆいんですけど、1週間から10日駄目ですね。かゆいからさわると、だんだん腫れ上がって、不愉快な感じで、致命傷にはならないんですけど、印象はすごい悪いです。

そのようなことから、このヒル対策のためにも、このあしがらジビエ工房、大切だと思います。鹿がとれて、しっかり処理されれば、鹿が減っていきます。ヒルも少なくなると思います。この辺についても、併せて農業の振興、林業の振興だけではなくて、やはり松田町全体の観光振興、そういったものがありますので、ぜひあしがらジビエ工房の販売、これを成功させていただきたいということを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第4号、田代実君の一般質問を終わります。少々お待ちくだ

さい。

受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、誰一人取り残さない町の取組を問う。

要旨。(1) 全国の小・中学校で不登校の児童・生徒が急増し、文部科学省は令和5年3月31日に学びの保障を実現していこうと「COCOLOプラン」を発表しました。これを受けて町の「COCOLOプラン」の今後の取組について伺います。

(2) 地球温暖化の影響で、猛暑による熱中症の被害が心配されます。そこで、熱中症の発生の予防を強化する取組について、町のお考えを伺います。

(3) 発達障害は生まれつき脳の働き方の違いで行動面や情緒面に特徴が表れ、養育者が育児の悩みを抱えたり、子供が生きづらさを感じたりします。そのため、就学前からの支援がとても大事だと言われていますが、町の就学前の支援についてのお考えを伺います。よろしく願いいたします。

教 育 長 南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。1点目の御質問につきましては私から、2点目、3点目の御質問については町長より回答させていただきます。

1点目の御質問ですが、まず、「COCOLOプラン」についてですが、これはカンファタブル カスタマイズド アンド オプティマイズド ロケーションズ オブ ラーニングの頭文字を取ったもので、議員のおっしゃるとおり令和5年3月31日に文部科学省から発表された、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策のことを指します。

主な取組の提言内容といたしまして、1点目は、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2点目は、児童・生徒の心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。3点目は、学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする。の3つが挙げられております。

これらに対する松田町の取組といたしまして、まず当町の不登校児童・生徒数の現状からお話しさせていただきますと、令和元年度は児童9名、生徒8名の計17名、全体児童・生徒数の2.6%。令和2年度は児童9名、生徒8名の17名で2.6%。令和3年度は児童5名、生徒13名の計18名、2.9%。令和4年度は児童4名、生徒10名の計14名、2.3%となっており、ここ数年は不登校の児童・生徒数はほぼ横ばいとなっております。

「COCOLOプラン」に示されている主な取組として、各学校で既に実践していることについて説明をさせていただきます。1つ目の不登校児童・生徒全ての学びの場の確保といった環境整備の側面についてでございますが、現在小・中学校で不登校とされている児童・生徒の半数以上が教育支援センター、通称「ほほえみ教室」に通級し、学校以外に自分の居場所をつくることができしております。ほほえみ教室に通えていない児童・生徒については、学校において保護者と連絡を取り合いながら、定期的に家庭訪問したり、関係機関にも相談できる体制を整えております。また、子育て健康課の児童相談員と連携し、社会とのつながりが絶えないように、個別に対応をしております。

多様な学びの場、居場所を確保する手段としては、現在、町が導入している学習支援システムや学習クラウドを活用し、学校を休んでいる児童・生徒の学びを止めないために、課題を配付、提出するなど、双方向のやりとりをしております。

取組の2つ目である児童・生徒の心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する取組についてですが、日頃から教師のきめ細やかな観察や見守りだけでなく、毎年学校生活アンケートを実施しているほか、今年度よりスクールカウンセラーを1名から2名に増員し、小学校・中学校を定期的に巡回しながら、児童・生徒の心や体の不調の早期発見、教師、保護者も含めた相談活動に取り組み、適切な支援につなげているところでございます。

取組の3つ目である学校の風土の見える化を通して学校をみんなが安心して学べる場所にするのですが、各学校では日々の授業を改善するために研究を進めております。松田中学校では生徒が主役になる授業づくり、松田小学校では他

者の意見を受け入れ、折り合いをつけられるよう、温かな話し方や聞き方を大切に、寄小学校ではいろいろなつながりを大切にした授業づくりを目指しています。

また、校内の決まりなどについても児童会活動、生徒会活動などを通して子供たちとともに考える機会をつくり、学習・生活面の両面でも対話する機会を設け、子供たち同士のつながりを強くし、自分の居場所づくりができるよう、学校全体で子供たちを支援しているところでございます。

そのほか、「COCOLOプラン」では、いじめ、問題行動に対する毅然とした対応や、障害や国籍の違いにかかわらず、いろいろな個性や意見を認め合う共生社会を学ぶ場の整備などが挙げられております。松田町の学校教育においても、インクルーシブ教育を推進し、全ての子供たちができるだけ同じ場で学習することができるように、学習支援員や介助員を配置しています。

松田町はSDGs未来都市に選定されています。誰一人取り残さないという理念のもと、学校、教育委員会も一人一人を大切にする教育の推進に努めております。今回、文部科学省から出された「COCOLOプラン」も参考にし、今後も一人一人に応じた多様な支援を行っていきける環境整備、より実効性を高める取組を目指していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

町 長 それでは、2点目の熱中症の発生の予防を強化する取組の考え方についてお答えをさせていただきます。

近年、熱中症による救急搬送人員や死亡数は高い水準で推移しており、救急搬送人員の年齢区分別の内訳で見ますと、5割以上が65歳以上の高齢者となっております。熱中症は、屋外での活動しているときだけでなく、就寝中など高温多湿の室内でも発症することがあり、重症になると意識障害が起こり、対処が遅れると命を落とす危険があります。搬送された高齢者の多くは、室内でエアコンを使用しないことが原因とされ、新型コロナウイルス感染症予防対策のマスクの着用や外出自粛もその要因となりました。

現在、町では熱中症警戒アラートが発信された際、防災行政無線やあんしん

メールを使用して町民に周知をしております。併せて、役場の各課に情報共有を行い、それぞれの掌握の施設や関係者などに伝達し、町内全域に周知を図っております。

また、熱中症に対する基礎知識や対処法は、「広報まつだ」への掲載、ホームページや回覧による情報発信、医療関係、保育所、障害福祉サービス事業者などを通じた呼びかけ、健診や健康相談の機会を利用するなど周知を図るとともに、令和3年度には高齢者への冷感タオルの配布を実施いたしました。令和5年度の予算につきましては、6月の本定例会において新たに75歳以上の方へ1人5,000円を給付を行い、それ以外の方々についてはプレミアム商品券を活用していただき、恩恵を受けていただければと考えてもおります。それらの事業によって、個々の必要に応じて、例えばエアコンや扇風機の購入をするなど対応ができるよう、補正予算を計上させていただいているところでもございます。

また、今後は経済的支援だけでなく、乳幼児や高齢者に向けたチラシの作成、TVKのデータ放送やLINE、ツイッターなどのSNSを活用した注意喚起、虚弱な高齢者に対しては町と介護事業者が連携して声かけを実施し、民生委員を含む地域全体で高齢者を見守っていくなど、今まで以上に町民の皆様に対し熱中症に対する健康被害を防いでいけるよう、予防の強化を図ってまいります。

続きまして、3点目にお答えいたします。町では母子保健法に基づく1歳6か月児や3歳児に対して健康診査を実施しており、医師、保健師、臨床心理士などが問診や相談の場面でスクリーニングを行い、発達・行動等の課題があると思われる方には親子教室を御案内し、フォローアップを行っております。

また、そのお子さんが抱えている発達の課題に応じて、必要であれば専門医への橋渡しをしていくなど、サポートやアドバイスをしております。

健診の中で専門職として気づきを保護者に伝えても、発達相談などにつながるケースもあることから、保護者の子育てに対する不安や悩みを抱えている方々のために各種教室を実施して、親と子の療育的な関わり方など、就園前の準備ができるよう、一人一人のお子さんに寄り添いながら、母子ともに健康

で安心な子育て環境づくりに取り組んでおります。

就学前にお子さんが発達障害と診断されたり、疑いがあるため保護者が福祉サービスを希望する場合の支援について御説明をいたします。発達障害が発現した際は、就学前からの支援が大切であることは、発達障害者支援法第3条第2項に明記され、国や地方公共団体は早期に就学前のお子さんや保護者に対し、必要な支援が行われるよう規定されております。この法令に基づき、町では発達障害と診断されるなど就学前のお子さんに対し、生活能力の向上や運動能力の向上など、支援が必要な場合、児童福祉法に基づく相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援の3つのサービスを提供しております。ただ、本町には3つのサービスを提供する事業所がなく、児童発達支援については近隣の小田原市、山北町、開成町にある施設を利用し、現在11名のお子さんが利用している状況でもございます。

さて、議員の御質問にあります町の就学前の支援についてでございますが、発達障害は早期発見と早期療育の両輪での対応が求められます。本町では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定する地域自立支援協議会を足柄上地区1市5町で共同設置しており、足柄上地域で暮らす方や障害児・者の方にとって暮らしやすい地域づくりを行っております。さらに、本会の下部組織であります子供に関する部会では、発達障害を含む障害児に関する課題の共有、関係機関とのネットワーク構築を図り、支援体制の充実にも取り組んでおります。

町といたしましても、お子さんの意思を尊重し、最善の利益を保障していくこと、障害のあるお子さんのいる御家族の支援を行うことが大切であると認識していることから、可能な限り就学前のお子様に住む地域、身近な場所で支援を受けられるよう、引き続き県西地域など医療機関、関係機関と連携し、児童一人一人に適切な支援を提供してまいります。以上でございます。

7 番 南 雲 御答弁ありがとうございました。最初の「COCOLOプラン」からの再質問を行わせていただきます。

全国の不登校の小・中学生は、令和3年度で24万5,000人となり、5年間で1.

8倍となっています。文部科学省では令和5年3月31日に、誰一人取り残さない学びの保障を実現していこうと、不登校対策として「COCOLOプラン」を発表しました。子供や保護者の声を聞き、子供や保護者の立場に立ち、教員はじめ学校関係者とともに考え、ともに進めていく姿勢が求められています。

「COCOLOプラン」の中から順次伺っていきます。「COCOLOプラン」にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して保護者を支援すると明記されました。そこで、不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子供の保護者の会は非常に重要な役割を果たします。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、コーディネーターの役割を担っていただき、保護者であれば誰でも自由に参加できる不登校の子供の保護者の会を設置していく取組についてのお考えを伺います。

教 育 課 長

御質問ありがとうございます。不登校児の親をサポートするということで、「COCOLOプラン」の中にもですね、親を支援するというのは明記されているところでございます。ただ、不登校の原因も恐らくこれといって特定できるものではないという子たちもいると。様々だと思います。生徒一人一人の困り感というものにですね、寄り添って支援していくことを基本として、松田町のほうでも支援をしているところでございます。

現在、スクールカウンセラー2名体制で神奈川県の方から派遣されているんですけども、神奈川県教育委員会の方でも不登校相談会といった取組をしているところでございます。ただ、町単独ではですね、やはり親御さんの支援というのは、親同士の距離も近くてですね、なかなか話しにくい、繊細なこともあるのではないかとということで、やはりある程度の規模感を持った団体等がそういった親の支援には適しているのではないかとというふうに考えているところでございます。

一旦はスクールカウンセラーとか教師、先生からはですね、個別には支援するんですけども、親同士のつながりということであるのであれば、支援先の一つとして、例えば南足柄にNPO法人があるというのは承知しているところ

でございます。また、神奈川県の方では、やはり広域的な取組として、インターネットを利用した「キミイロ」という、そういった支援サイト、不登校の児童・生徒の支援サイトがあるというふうにも聞いておりますので、そういった様々ある選択肢の中から必要に応じた情報提供を親の方にはしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 南足柄や県の方で対応できるということで、承知いたしました。

それで、続きまして不登校の児童・生徒が今、ほほえみ教室に通室していますが、「COCOLOプラン」に校内教育支援センターの設置促進と明記されています。そこで、学校には来れるけど自分のクラスに入れない児童・生徒に対応として、落ち着いたフリースペースで自分に合ったペースで学習生活ができる環境の場所として、校内教育センターを設置していくということが挙げられていますが、その辺についてのお考えを伺います。

教 育 課 長 それでは、「COCOLOプラン」の中にですね、校内教育支援センター、スペシャルサポートルーム等の設置を積極的に推進というふうな、促進ですか、というふうに定められております。松田町におきましては、現在、名称コスモス教室というですね、やはりほほえみ教室に通うほどではない、学校には行けるんだけど、なかなか教室に入れないというようなお子様もいらっしゃるというふうに聞いています。その方たちのために、コスモス教室ということで、既に設置をさせていただいているところでございます。ちなみに、実績といたしまして、昨年度はですね、大体3名から4名の利用があったというふうに聞いております。以上でございます。

そのコスモス教室にはですね、学習支援員などが常駐をして、対応に当たっているというところでございます。以上でございます。

7 番 南 雲 コスモス教室というところが対応されているということで、承知いたしました。

先ほどの御答弁で、町では学習支援システムや学習クラウドを活用し、学校を休んでいる児童・生徒の学びを止めないため、課題を配付、提出するなどのやりとりを行っているということですが、「COCOLOプラン」に学校での

授業を不登校の子供の自宅や教育支援センターに配信し、オンライン指導やテスト等も受けられるようにする。また、自宅や教育支援センターでの学びの結果が成績に反映されるようにすると明記されています。不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅や、先ほど言われたコスモスでしたっけ、コスモス教室での学びを確実に学校での成績に反映させることが重要だと思いますが、現状と今後の取組について伺います。

教 育 課 長 本来であれば教室で授業を受けて、それが成績等に反映される、また通知表等に反映されるというのが通常のものでございますが、やはり不登校児童、これだけ増えてまいりますと、その対応というのは全国統一のものが必要になってくるというところで、令和元年の10月にですね、文部科学省のほうから不登校児童・生徒への支援の在り方についてという通知が出されております。その中で、やはり多様な教育機会の確保ということで、ICT等を活用した場合にですね、学校への円滑な学校復帰が可能である、教室復帰が可能であると、有効適切と判断された場合には、出席扱いとされるという通知が出ております。こちらのほうですね、各学校のほうでも柔軟に運用させていただきまして、児童・生徒の可能性を広げるような対応をとっているところでございます。以上でございます。

7 番 南 雲 ありがとうございます。多様な学びの提供ということで、承知いたしました。小田急電鉄は学校以外の学びの場、オルタナティブスクールを9月に藤沢市にプレ開校すると発表しました。鉄道好きの不登校の子供たちを対象に、電車が動く仕組みや運転士の仕事、まちづくりを自由に学べる場を提供し、将来の自立を支援することを目指しています。将来的にはオンラインでも参加できるようにしていくそうです。中・高生時代に不登校だった2人の現役の20代の運転士さんが提案しました。そのうちの1人の運転士さんは、学校以外にも幼い頃から興味があった鉄道の世界があることに気づいたと言われております。この実体験をもとに、不登校の時間を好きなことに関わる時間として捉え、「好き」を突き進める楽しさを伝えたいと言います。不登校が増加傾向にあるということについては、子供たちの実態と学校との間に合っていないところがあるの

ではないかとも言われています。

町では、松田中学校では生徒が主役になる授業づくり、松田小学校は他者の意見を受入れ、折り合いをつけられるよう、温かな話し方や聞き方を大切に、寄小学校ではいろいろなつながりを大切にした授業づくりと、それぞれよく話し合われてテーマを作られたんだなど感じられます。こういったテーマで学びを深めていくことは、素晴らしい取組だと思います。日本の子供たちの自己肯定感の低さは、従来から大きな問題となって、不登校とも大きく関わっていると考えられています。そのためにも、子供たちが学びを選択でき、興味あることや好きなことを通じて学びを広めていけるような教育が必要だとも言われています。不登校の一人一人の子供に応じた多様な支援の取組をされていかれることを目指していくこと…取組をされていかれるとの御答弁でしたが、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、気候変動の影響ということで、2点目の再質問に移らせていただきます。国内の熱中症死亡者は、近年では年間1,000人を超える年が頻発し、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。今後も地球温暖化が進み、町でも熱中症の被害の拡大が予想され、熱中症の発生の予防を一層強化する取組が必要と考えます。

暑さ指数（WBGT）は、熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指標です。気温が同じでも、湿度が高いほうが熱中症にかかる率が高くなります。暑さ指数が嚴重警戒の28を超えると、熱中症患者が著しく増加することが過去のデータから分かっています。そのため、WBGTの認知度を上げていくことが大事だと思います。4日前に愛知県の修学旅行中の中学生が、大雨の影響で新幹線の運転が取りやめになり、先生が宿泊先を探していたところ、体調不良を訴え、36人が熱中症の疑いで緊急搬送されました。湿度が高くなった影響ではないかと思いました。

「広報まつだ」やホームページや回覧等で熱中症予防の情報発信がされていくとありますが、そのときにWBGTの認知度を上げるような何か湿度が、気温が同じでも湿度が高いほうが熱中症にかかりやすいというようなことを伝え

ていくことが大事だと思いますが、その点に対してのお考えを伺います。

安全防災担当室長 御質問にお答えします。WBGTというのは暑さ指数と言われるもので、町のほうでは熱中症警戒アラートというのを発しているんですけども、それは国の基準で、暑さが33以上というところで発します。じゃあ、そのWBGTというところを皆さんが正確に捉えているというのは、今ありましたとおり、まだまだ知識不足のところがあると考えています。環境省のホームページでは、神奈川県に5個観測点があつて、その観測点に対して、例えば駅前だとか、子供の指数だとか、それぞれがクリックすると出るようになっています。そういった環境省のホームページとか、新たに広報のところで、暑さ指数というのは温度と違うんだよというところを今後広報していきたいと考えています。以上です。

7 番 南 雲 次に、高齢者の熱中症に対する予防の取組について伺います。御答弁で、高齢者に対して町と介護事業者、また民生委員等、地域全体で連携して声かけをしていくとありますが、どのような声かけをされていくのか伺います。

福祉課長 質問にお答えします。声かけということなんですけれども、こちらのほうには要支援者名簿というのがございまして、そちらの中にですね、それぞれの状況というのは書いてございます。その中で、必要と思われる方というのもあるかと思しますので、そういう方には民生委員さんを通じて声をかけていくというような形で、見守っていくという形でやっているということになりますので、よろしくをお願いします。

7 番 南 雲 私の今の質問は、内容をお伺いしたんですけど、どのようなことを声かけていくかという内容なんですけれども。

福祉課長 内容ですね、そちらにつきましては、介護保険を利用されている方については、体調とかの確認ですね、状況がどうなのかというところの確認を、ケアマネージャーと町とが一緒になって確認をしていきます。あと、一般の方につきましては、先ほど言ったような要支援者名簿等を利用して、御訪問させていただいて、状況等の確認をやはりするような形になると思います。

町 長 違うよ。具体的にどういった声かけの内容、「気をつけてください」とか、

何に気をつけてください。声かけの内容をお聞きになっているんだから。

福祉課長 すみません。申し訳ありません。そうしますと、熱中症ということもございますので、しっかり水分を摂っていただいて、クーラーがあるような御家庭でしたらクーラーをしっかり入れて、温度を調節してお過ごしくださいという形で、それぞれの家庭にお伝えしていきたいと考えております。

7番南雲 ありがとうございます。今の御答弁にありましたのと、また併せて、電気料金が高騰する中でね、エアコンの利用を控える方が少なくないと思います。熱中症弱者の高齢者の方は、節約の意識が高いと思いますので、ちゅうちょなくエアコンの活用ができるように呼びかけをしていくことも大事だと思います。また、その際、エアコンの整備点検を促すことも大事だと思います。いざ使用したら、エアコンが動かないとか、フィルターが汚れていて部屋が冷えない等のトラブルが命に及ぶ危険があると思いますので、これらも併せてやっていただけたらと思います。

次に、クーリングシェルターの設置について伺います。熱中症対策を強化する改正気候変動適用法が令和5年4月28日に成立しました。2024年以降、現行の警戒アラートの一段上に、熱中症特別警戒アラートを新設し、市町村は冷房を備えた公共施設や民間施設などをクーリングシェルターとして指定し、特別警戒アラートが発表されれば一般公開することになりました。環境省によりますと、クーリングシェルターの取組が既に全国の125自治体で進められているとのこと。近隣の秦野市では、昨年4月7日から…ごめんなさい。昨年の7月1日から9月30日まで取組が行われました。使用できる施設は、公共施設のほかイオンや郵便局、コンビニ等多くの施設があり、ポスターで主要施設を案内しています。東京都世田谷区では、東日本大震災をきっかけに、節電と夏の猛暑の対策として12年前から始め、「お休み処」という黄色いのぼりが目印で、毎年6月から9月まで、公共施設のほか250程度の施設を開放しています。町でもクーリングシェルターの設置の取組を行ったらと思いますが、お考えを伺います。

安全防災担当室長 先ほどありました気候変動適用法の改正によります熱中症対策の推進、そこ

の中の一環というところで熱中症警戒情報の変更、特別情報の発布というのは確認しております。特別情報というのが、じゃあ細部どういった温度で、どういった指数でなるかというのは、今後国と、国からの情報とか、また伝達手段を確認するところです。

そして、今御指摘がありました自治体の対応の中で、指定暑熱施設というところが公的な根拠になるというところで、まだ現在、松田町のほうでは実施はしてありませんが、秦野市等の状況を確認をいたしまして、この法令が実施される来年度までには内容を検討して、どのようなものを備えれば、暑熱施設、クーリングシェルターとして効果的なのかを含めまして検討していきたいと思えます。以上です。

7 番 南 雲 来年度からということでしたが、そんなにね、大規模にやらなくても、試験的にね、例えば今、お休み処新松田とかございますね。そういうところにね、やられたらいいかなと思いますが、どうでしょうか。

安全防災担当室長 検討したいと思います。

7 番 南 雲 次に、学校における子供の熱中症対策について伺います。熱中症対策として、小・中学校のエアコンの活用ですが、もし中学校の特別教室のエアコン設置が済み、この夏から使用できるようになれば、例年より消費電力量が増え、さらに電気代の値上げもあります。学校のエアコン使用の際の電気代の手当てが十分確保できるのか、またエアコン操作の管理体制はどうなっているのかを伺います。

教 育 課 長 この現在松田中学校のですね、大規模改修を予定しておりまして、順次進めているところでございます。エアコンのスイッチにつきましては、現在聞いているところでございますが、おおむね28度の室温になった場合にですね、教師の判断で、暑さ指数なども見ながらですね、スイッチを入れているというところでございます。ちょっと予算につきましては、今後どのくらい伸びるのかというのが現段階では想定がちょっとできないところもございますので、節電を促しながら、熱中症にならないような形で指導していきたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 ありがとうございます。28度って、結構暑いような気がするんですけども。またその辺は先生方が協議されるのでしょうか。

教 育 課 長 28度というところがですね、何か根拠があるのかといたら、なかなか明確なものがないというふうに私のほうでは認識はしております。ただし、先ほども話題になりました暑さ指数、WBGTですか、をですね、指標として、教師のほうはですね、常に温度と湿度が分かるような、携帯型のものを携行して、またその暑さ指数の判断となる表のほうですね、表のほうも持っておりますので、それを見ながら、あまりにも湿度が高いようであれば、当然26度であってもエアコンを入れるというふうな、そういった柔軟な対応をしているというところがございます。以上でございます。

7 番 南 雲 承知いたしました。奈良県の生駒市では、中学校の運動部部活の練習中において、1年生男子生徒が熱中症により死亡したことを重く受け止め、熱中症予防対応マニュアルを作成しました。町では現在、松田町立学校熱中症予防ガイドラインが策定されています。今年度から休日の部活動が段階的に地域移行となりますが、部活動の地域移行に備えるためにも、ガイドラインより具体的となる熱中症予防対応マニュアルを作成したらと考えますが、お考えを伺います。

教 育 課 長 やはり運動会ですとか屋外のスポーツ、屋内でもそうですけれども、やはりスポーツするときにはですね、熱中症、細心の注意を払って指導をしていく必要がございます。環境省、文部科学省のほうから出ました熱中症対策ガイドライン作成の手引に基づきまして、学校のほうではですね、危機管理マニュアルというものを備えております。その中で、ちょっと繰り返しになりますけれども、熱中症対策にも規定されております。その中で暑さ指数に応じた適切な水分補給であるとか、こまめな休憩、そういったものもマニュアル化されておりますので、それに基づきまして実施をしているところがございます。今後予定される地域部活動の、部活動の地域移行につきましてもですね、そういったものをしっかりと引き継ぎながら、情報共有しながらやっていくというのは必須なところがございます。以上でございます。

7 番 南 雲 よろしく願いいたします。熱中症の警戒情報アラートが発令されたときに、

各学校の実情に合わせて対応方法を検討していくことが望まれています。対応は現在どのようになっているのか伺います。

教 育 課 長 熱中症アラートが発令された場合の対応ということでもよろしいでしょうか。そちらにつきましても、危機管理マニュアルの中に熱中症アラートが発令された場合にはこういうふうにするみたいなものは当然あります。予防と、また未然の部分と、あと事後の対策ですね、そういったものも危機管理マニュアルの中に細かく規定されておりますので、仮に生徒が倒れたとかいったときに、どういうふうに対応したらいいとか、そういったところ辺りまでですね、規定をされているところがございます。以上でございます。

7 番 南 雲 例えば体育の授業とかが、状況によってはメニューを変えるとか、そういった対応が望まれると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。発達障害者支援法は2004年に制定され、2016年に改正されています。この法律ができるまでは、発達障害者への支援を明確にした法制度がなく、身体障害、精神障害、知的障害のどれとも違うため、適切な支援が受けられなかった経緯があります。発達障害者支援法の目的は、早期発見とそれに伴う早期支援の体制を地方自治体に推進されることとあります。社会で生きていくためには、社会性やコミュニケーションが必要となります。発達障害のある子供は、それが苦手なため、幼稚園や小学校などの集団に入ると、様々な問題や困難に直面することになります。障害が理解され、適切なサポートがされないと、学校に行くことがストレスとなり、不登校や引きこもりなど二次障害につながる場合もあります。発達障害のある子供が自分らしく成長できるようにするためには、発達障害に早く気づき、その子に合ったサポートをしていくことが大切だと言われます。現在、町の健診等で発達に心配された子供には、ひよこ教室やパンダ教室につながられていると思いますが、この周知が調べてみましたが、ホームページにも子ども・子育て支援事業計画にも掲載されていませんが、周知はどのようにされているのでしょうか。

子育て健康課長 パンダ教室、ひよこ教室の周知につきましては、健診の中で健診していただ

いた方に対して、保健師ですとか保育士の方ですね、そういった健診の中です
ね、気づいた、お子様に気づいた方に対しては、ひよこ教室、パンダ教室の
ほうを御案内させていただいております。

7 番 南 雲 健診の後、お子さんの発達等が御心配になって、支援がどういうところにあ
るというのが分かれば、例えば子育て健康課に御相談の連絡とか行くと思うん
ですけれども、何にもないとちょっと御心配のまま過ごされちゃわないかなと
いう、ちょっと懸念があるんですけれども、その辺に対してのお考えはどうで
しょうか。

子育て健康課長 おっしゃられるとおり、健診の中です、例えば問題というか、症状があ
るお子様に対しては、なるべくですね、町のほうから健診の際に、お子様に對
して相談とかですね、逆に親御さんのほうから相談していただく場合もありま
して、気づかれない方もいらっしゃるんで、その子に対しては親御さんにです
ね、よくそこら辺の状況を説明させていただいて、それで相談させていただい
ております。

7 番 南 雲 引き続き手厚い御対応をよろしく願いいたします。

松田町では以前、幼児発達支援教室を1市5町で運営していたひまわり訓練
会がありました。ひまわり訓練会がなくなった後のフォローアップ教室として、
ひよこ教室やパンダ教室ができたと思いますが、どのような教室なのか、教室
の内容をもう少し詳しく伺いたいと思います。

子育て健康課長 それでは、パンダ教室、ひよこ教室、どのような教室なのかという御質問で
すが、まず目的としましては、お子様の特性に応じて、育児に関して適切な情
報提供をしまして、健やかに安定した育児が行えるように支援するような教室
です。

親子で一緒に体験することによって、教室で行った遊びなどですね、家庭に
戻ってから、また親子で一緒に楽しんだり、声かけのこつとかですね、遊び方
などを育児していくヒントになるような、様々なこの教室を通じてですね、活
動してですね、その教室の中で遊びを通して、子供が持っている力とか身の回
りのことができる力を伸ばせるよう、教室の中でお手伝いをさせていただいて

いるのが目的でございます。

対象者の方については、言葉のおくれですとか、人に関心が薄いお子様、集団にうまく適応できない、多動などの症状があるお子様などが対象でやっております。

7 番 南 雲 発達障害は十人十色で、その子供の特性を理解して、日常生活や社会での過ごし方を工夫することで、持っている力を生かしていけると言われています。そのためには、ひよこ教室やパンダ教室での関わりから、子供の特性を理解し、幼稚園や保育園の通園または小学校の通学につなげていくことが重要だと考えます。教室での先生との関わる時間が多いほど、子供の特性の理解が深まると思いますが、今の時間というか、どのぐらいのサイクルで行われているか伺います。

子育て健康課長 教室の回数でよろしいですか。

7 番 南 雲 ごめんなさい。1回のお時間と、どのぐらいの頻度か。

子育て健康課長 1回の時間につきましては、1回当たり1時間程度の教室を開催しております。

7 番 南 雲 月に何回。

子育て健康課長 月にですね、パンダ教室については月に2回、ひよこ教室は月に1回開催しております。両方とも1回当たり1時間の教室で開催しております。

7 番 南 雲 ちょっと少ないかなという気がいたします。先日、南足柄市の障害児通園施設のくまさん教室を視察させていただきました。パンフレットには、南足柄市在住の未就学児童に対して、お子さんの得意なこと、好きなことを尊重しながら、意欲的に活動に参加できることを大切にしています。また、日々のお子さんの成長を御家族と共有し、寄り添いながら考え、地域の保育・教育等を受けられるよう、切れ目のない支援の提供を行いますと掲載されています。手が行き届いていて、3人の保育士さんが支援し、子供は10人までとなっています。できたことがあると、すごく褒めてあげて、自信をつけてあげることを大事にしているとおっしゃっていました。活動日は、未就園児は土曜日から日曜日以外の9時半から1時までで、就園児は火・木・金の2時半から4時半までで、

未就学園児を見させていただきましたが、当日はボランティアの方も3人いらしていただいて、本当に充実したお教室だなと感じました。保護者の方も、預けてのそのまま預けられて帰られていて、保護者との面談もされているそうです。この施設ができたきっかけは、保護者から早く支援を始めたほうがいいという要望があったからだそうです。小学校の先生も見学に来られるそうです。

南足柄市のくまさん教室では、未就園が…就園児が通園しながら、この施設を利用しています。松田町で3歳児健診を幼稚園入園直前に受けた場合、発達に御心配があっても、ひよこ教室やパンダ教室の利用につながらなく、そのまま幼稚園の入園となってしまいます。このひよこ教室やパンダ教室に通園しながら利用できるようにしたら、一人一人の状況が理解されながら、適切なサポートを受け、小学校の入学につながられていくと思いますが、その辺のお考えを伺います。

子育て健康課長 就園されているお子様に対しての教室の参加ということで、町のほうではですね、パンダ教室、ひよこ教室は、1歳から3歳児の、その健診の際に気がついた方に対して、主にそういう御案内をさせていただいているんですけども、特に就園されて、幼稚園に通われながらパンダ教室とかひよこ教室、参加希望される方についても受け入れてですね、その教室のほうを参加していただくような形をとっております。

7 番 南 雲 承知いたしました。御答弁に、可能な限り就学前のお子さんが住む地域、身近な場所で支援を受けられるようにしていくとありましたが、お子さんを預けて働ける支援施設が、現在大井町と松田町にはありません。南足柄市のくまさん教室のような、子供さんの特性を理解し、寄り添っていけるような支援施設を広域で考えられたらと思いますが、お考えを伺います。

福 祉 課 長 御質問の件なんですけれども、議員さんがおっしゃっているくまさん教室なんですけれども、こちらについては障害福祉サービスのほうのですね、児童発達支援のサービスになるかと思います。こちらにつきましてはですね、確かに大井町、松田町にはございませんで、松田町の利用しているお子様たちもですね、小田原、開成、山北の施設を御利用しているという状況になります。そし

て、この施設をですね、5町でということなんですけれども、この施設を造るに当たってなんですけれども、やはり人材の確保がなかなか難しいということをお伺いしております。特にですね、この施設を造るに当たってですね、管理者になる方の資格というのがですね、かなり持っている方が少ないということで、その管理者をまず見つけるというところがですね、なかなか今、この現状ですね、難しい状況であるということをお伺いしております。以上です。

7 番 南 雲 確かにくまさん教室のときも、委託先をプロポーザルで募集したところ、1事業所だけだったということで伺っています。やはり、でも粘り強くね、ちょっと心がけていただきたいなという思いがいたします。ラジオで、当たり前ができなくてもいい、障害は個性で、大人はその子供のそのままだと大好きだと子供に思わせ、しっかり抱きしめてあげることが大事だと言われていました。一人一人それぞれに適切なサポートがなされ、子供がその子らしく成長できるようにしていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。14時50分より再開いたします。 (14時37分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時50分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第6号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 平 野 では、お許しを頂きましたので、質問させていただきます。受付番号第6号、質問議員、第4番 平野由里子。介護人材確保対策を！。

松田町でも小規模多機能型居宅介護施設整備事業者の公募が始まることは朗報ですが、介護人材の不足は深刻です。「ハードあっても介護なし」「保険出しても介護なし」とならないために、次のことを質問します。

(1) 厚生労働省は2018年に生活援助従事者という資格を創設しました。軽度の方の生活援助をすることで、身体介護をする介護職の負担を減らすためにも、また、介護人材の裾野を広げるためにも、この研修について検討してはいかがでしょうか。

(2) 介護報酬算定に関わる地域区分について。松田町は「その他地域」に該当して加算なしです。同じ通勤圏であれば、介護人材が条件のよいところに流出してしまうおそれがありますが、対策はしていますか。

以上お願いします。

町 長 それでは、平野議員の御質問に順次お答えをいたします。

1点目の生活援助従事者資格の取得に関する研修についてでございますが、この制度は平成30年度に国が少子高齢化の進展による介護需要の増加と、それに伴う介護人材の不足が大きな課題となっている中、生活援助サービスの担い手が増えることで、介護人材不足の軽減や、身体介護を行う介護職員の負担軽減につながることを目的として、生活援助従事者研修が新設されました。

この生活援助従事者研修は、生活援助サービスに限定した研修であり、介護分野での経験のない方でも、一から学べる研修であります。従事内容といたしましては、被介護者がひとり暮らしであったり、本人や家族が何らかの理由で家事を行えない場合に、必要な身の回りの世話をしながら、日常生活をサポートするサービスを言い、具体的には食事の準備や清掃などがこれに当たります。

さて、本町には訪問介護サービス事業者が3か所ございます。ホームヘルパーを配置し、介護を必要とする町民へのサービスを日々行っているところでございますが、どの事業者さんも身体介護サービスができる介護職員初任者研修の受講を終えた常勤職を希望されており、現在1名から2名程度不足のために、ハローワーク等で募集しているが、なかなか応募がない状況と伺っております。

この状況は、本町だけでなく、県内でも同様であることから、介護人材の育成と確保のため、まずは介護職員初任者研修よりもハードルが低い生活援助従事者研修を始めた市もあります。例えば秦野市では、令和2年度から生活援助従事者研修を実施されており、令和2年度から3年間、毎年10名程度前後の方が受講を終えて、参加者の中にはこの受講を機会に上位資格である身体介護サービスにも従事できる介護職員初任者研修を受講したいとの御意見もあり、介護分野の人材確保のための裾野を広げることができていると聞いております。

当町といたしましても、町内訪問介護サービス事業者の状況や秦野市の生活援助従事者研修の状況を踏まえ、介護分野を目指す人材の裾野を広げていくことは必要ではないかと考えておりますので、町単独はもとより、近隣市町との連携した広域的な方法によって介護人材の育成ができないか、調整を図ってまいりたいとも考えております。

続きまして、2点目の御質問にお答えをいたします。介護報酬算定に関わる地域区分であります。介護報酬の算定に当たり、報酬単価の地域区分の単価を乗じて算定しています。この地域区分の単価は、国の機関であります厚生労働省が定め、1級地からその他まで8級に区分され、神奈川県内は2級地からその他まで7階級に区分されております。また、その他区分以外は地域区分の単価に加算があるため、介護事業所に支払われる介護報酬額は約3%増額され、人材採用に対してもよい条件を出しやすく、確保しやすいと考えられます。

一方で、介護報酬額が増額されることにより、利用者負担額が増額され、生活費等への圧迫や介護サービスの利用控えなどにつながる懸念されております。

さて、議員の御質問でございます対策であります。本町では現在、市町村ごとの地域区分の決定ではなく、地域による区分格差をなくすよう、毎年神奈川県町村会を通じて国政要望として国へ要望しており、さらには令和4年12月21日に南足柄市、中井町、大井町、松田町、開成町の1市4町が連名で厚生労働省に訪問し、厚生労働大臣宛てに要望書を提出しております。町としましても、介護サービスの充実のため、サービス事業者の確保やサービスに携わる人材確保、介護従事者の処遇改善のため、地域の実情等が適正に報酬等に反映すべきであると考えておりますが、先ほど申した懸念事項もあり、総合的な判断を必要としますので、今後令和5年度に改定を行う介護保険事業計画等策定委員会において十分な議論を行い、持続的な介護保険事業が運営できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

4 番 平 野 回答ありがとうございます。まず、1つつ再質問をさせていただきたいと思っております。まず、1番の生活援助従事者研修という制度についてなんですけれ

ども、まずこの研修の具体的な内容がもしお分かりでしたらお答えください。

福祉課長 研修の内容になりますが、こちらのほうはカリキュラムとして59時間研修をしていただくことになります。内容としましてはですね、職務の理解、介護における尊厳の保持、自立支援、介護の基本、それと介護福祉サービスの理解、医療との連携、介護におけるコミュニケーション技術、老化と認知症の理解、障害の理解、心と体の仕組みと生活支援技術というのが必修の科目となります。以上です。

4番平野 ありがとうございます。そして、この秦野市などのケースを見ると、こちらの生活援助従事者研修、59時間ということで、結構みっちり、しっかりと研修されると思うんですけども、その結果として上位資格であるいわゆる介護職員初任者研修、これに引き続き受講したいというような声もあるというようなことで、これが人材確保の裾野を広げることにもつながっているというようなお答えだったんですけども、この上位資格の研修、ダブルで研修となるわけなんですけど、引き続きというふうな方がいた場合には免除になるような内容もあるわけでしょうか。

福祉課長 内容によってはですね、かぶる内容もございますので、その部分については免除というふうに伺っております。

4番平野 ありがとうございます。それを踏まえると、この生活援助従事者研修というのは、まずはやってみようかなという興味がある方にとってはハードルがちょっと低いということで、それでもやっぱり59時間というのはかなりだとは思いますが、一つのきっかけにはなるのかなというふうに思います。それで、お答えにあったような、町単独ということはなかなか難しいかもしれないけれども、近隣市町と連携し、広域的な方法によってというようなことも研究されるということで、ぜひ前向きに取り組んでいただければなというふうに考えております。

そして、途中で現在の状況なども回答の中でお話しいただいたんですけども、この上位資格である介護職員初任者研修の受講を終えたような、そういう方たちがやはりまだ…まだというか、現在、人手不足だということで説明があ

りました。なかなか応募がない状況だということもありました。こういうふうなことを考えると、もしかしたら身体介護が必要ないけれども、生活援助いわゆる料理とか掃除を中心とした、そういった援助だけで済むような、そういう対象者も、そういうケースもやっぱりここには含まれているのではないかというようにも考えられるんですけども、その可能性はどうなんでしょうか。

福祉課長 お答えします。全くないわけではなくて、中には生活援助だけで済むという方もいらっしゃるんですけども、大半はやはり身体介護を伴って、さらに生活援助も必要だという方が多いと聞いております。

4番平野 そうなんです。やはり家事だけというようなこと、本当に家事だけという方は、実際には少ないのではないかというふうな予測があると。ですから、本当だったらこの上位資格の介護職員初任者研修まで取ってもらうのが理想だというふうなことですよね。分かりました。それは本当に、そうすると入り口としての少しハードルを下げた、そういうような設定としての生活援助従事者研修というような可能性しかないのかなという気がしますけれども、またその辺も併せて研究を進めていただければなというふうに思います。

そして、今のお話だと、この現在人手不足になっている、そういう種類の需要に対しては、今ね、身体介護も多少伴う人がほとんどだというようなお話だったんですけども、松田の例えば社協では一応支え合いのサービスというのが設定されています。ごみ出しとか電気の交換だとか、何かの代筆とか、あと移送サービスなんかもやっているというようなことを聞いておりますけれども、これに関しては町ではあまり把握はされていないんでしょうかね。もし分かる範囲でいいんですけども、こちらの需要と供給のバランスとか、もし分かれば、それからあと研修がどのくらいあるのかとか、分かれば教えてください。

福祉課長 研修等につきましては、ちょっとこちらのほうについてはちょっと私のほうでは資料を持っておりませんので、分かりません。（「需給バランス。」の声あり）そうですね、ちょっとそこまでは伺っていません。

4番平野 分かりました。社協がそういうことをやられているということは、身体介護まではいかないけれども、そういった軽度の手伝いがあると助かるというよう

な方は、ある程度の数いらっしゃるんだなというふうには想像する範囲ですが、そういうふうにとちょっと理解させていただこうかと思います。

現在、今、人手不足というようなことが回答されましたけれども、去年の3月でしたかね、私、一回介護人材の獲得のことをやはり一般質問で取り上げたことがあるんですけども、そのときには他市町においてこの介護人材の獲得や育成というのの支援策を一応紹介したつもりだったんですが。例えばですね、近隣では二宮が初任者研修の経費助成、中井も同じです。箱根も同じです。また、箱根はそれプラス介護従事者には町の日帰り温泉の入浴券、湯河原も同じです。秦野も同じです。秦野は、先ほど言ったように、生活援助者研修があったり、それからもう一つ、もっと低い、簡単な資格、認定ヘルパーというね、これもやっていたりしますが。それから、小田原に関しましても、アクティブシニア応援ポイント事業というようなものもありまして、非常にハードルを下げているというようなところがあります。ちょっと離れますが、厚木に関しましては、介護職に復職、資格を持っていて復職する人、これを奨励金を差し上げていると。また、介護職として市に転入する方にも奨励金を差し上げていると。そしてまた、奨学金を返済しながら、市内の介護事務所で働く方には、奨学金の返済金一部助成をやっている。そしてさらにほかの町がやられているように、初任者研修の受講料補助、これもやっていると。厚木、かなり手厚いなと思うんですが。このときも多分同じように紹介したつもりだったんですが、松田はそのときには空白域でありました。その後何かこういった人材確保の施策、何か始めたものはないでしょうか。

福 祉 課 長 助成につきましてはですね、現時点では行っていないということで伺っております。

4 番 平 野 ないということで、ぜひ何かしら考えていただかないと、なかなか本当に介護職が不足しているという現状を指摘するだけでは、事は本当に収まらなくて、本当に困ってられる方がどんどん増えてしまうということになります。現在、移送などでもね、ちょっとどうにかならないかというのを、声を聞いておりますので、ぜひ何かしらの策を、いろんなことを試して、駄目だったら、効果が

なかったらやめればいいので、何か工夫をしていかなかったら、介護人材の結局奪い合いというような言葉もちょっと嫌なんですけど、実際にはそんなことが起きてしまうのではないかというふうに思われますので、ぜひ取り組んでいただければなと思っております。

また、私もハローワークで聞いてきたんですが、やはり需給バランスが非常に悪いと。求人はものすごく、山のように来るけれども、求職者、介護は半分以上だというようなことをやはり聞きました。逆に、事務職については求人が求職を…求職のほうがものすごく多いということも聞きました。やはりミスマッチといいますか、介護職があまり理解をされていないんだなというような実感があります。

そのとき、去年の3月のときにも、やはりそういった面で啓発が必要ではないかなというふうに感じたんですが、去年、令和4年見ていたら、福祉課主催で地域助け…ちょっと名前を正確には覚えてないんですが、地域助け合いのイベントをやっていたと思うんです。2回ほどやっていたんじゃないかと。私、1回しか顔出せなかったんですけど、地域で支え合うという、国が提唱している介護の方針ですよね。その大切さを、何か改めて原点を確認するような、非常によいイベントだったなというふうに感想を持ったんですが、出席した方の一人で、すごく気持ちが温かくなって、自分でも何かやれるんじゃないかというふうに思ったというふうにいる声と同時に、その方が、でももう自分は80になると。若い人にもっと参加してもらいたかったなというような声も聞いたんですね。やっぱり、せっかくよいことをやっても、ちょっと動ける、そういう世代にもうちょっと声をかけることが必要ではないかと思うんです。

また、そのときもお話し、去年の3月もしたんですけど、例えば映画であるとか、そういったことであっても啓発ができるんじゃないかと思いますが、何かそういったことは引き続きやっていたんでしょうか。ちょっと私、映画に関しては、南のは気がついたんですが、こちらのほうでは…1個やったかな。何かありましたよね。何かそういうものも、あと子供たちの体験の機会である

とか、そういったものはどうなんですか。コロナで難しかったかもしれません。

教 育 課 長 昨年度まで私のほうで福祉課長をやっておりまして、分かる範囲で、すみません、お答えをさせていただきたいと思います。平野議員が今おっしゃりました昨年2回やったというのは、介護保険会計の中です、生活支援体制整備事業というのがございまして、平野議員おっしゃるように、まさに支え合いのサービスを、仕組みを町内で構築していこうというような取組の一つでございました。その中で、そういった意思を持った方たちにお声がけというか、募集をして、地域資源、みずからが地域資源になっていただいて、今おっしゃられたような、ちょっとした支援、支え合いというものの仕組みをつくっていこうという流れの、まず第一歩となるものでございました。私の記憶が間違いなければ、その中で1人ですね、手を挙げていただいた方もいらっしゃいまして、その方が主になって、自分も自治会のほうです、まずそういった仕組みをつくっていきたいというふうに聞いているところでございます。

また映画につきましては、「ケア人」という映画を昨年度は一度上映をさせていただいたところでございます。以上でございます。（「子供の体験。」の声あり）

子供の…（「職場体験。」の声あり）職場体験については、すみません、ちょっとそういった計画は昨年度は立てられなかったもので、今後の課題だということでございます。

4 番 平 野 ありがとうございます。いろいろと工夫をされて、やれること、考えられることに取り組んでいられるということは理解いたしました。ぜひこういった姿勢で、本当に地道な作業で理解を広げていくというのが、もう本当に時間かかるんですけども、やっぱり必要だと。一方で、こういった制度の中で、ちょっと助成をするであるとか、そういうところもまた必要であるというふうに思います。仕事を求める方、事務職を求める方はこれだけいられるのに、介護分野で人手不足がずっと続いているというこのギャップ、多分松田町だけではないので、回答にもありましたけどね。ぜひそういうところを意識しながら取り

組んでいかれるといいのかなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

では、2つ目の介護報酬の算定の地域区分についてなんですけれども、現状についてなんです、ちょっと確認させていただきたいのは、様々な介護サービス施設がありますけれども、松田町にはないような種類のものもあります。こういったものを必要な方は、利用者は既に市町をまたいで利用しているのではないかなと考えられますが、この市町をまたぐというようなことの中で、この地域区分が問題になってくるケースが出てくるのかなというふうに思うんですが。現在、松田ではどのようなサービスが不足しているのかというのがまず知りたいのと、あとそういった場合に市町をまたいで利用される方がどのくらいいらっしゃるのか。そして、そういった利用した場合、地域区分が同じであれば問題ないと思うんですが、例えば山北や小田原や秦野は地域区分が違うので、そちらでもし利用すると、利用料は例えば3%、6%、10%といった加算が出てくるものなのか。その辺を教えてください。

福 祉 課 長 まず最初に、不足しているサービスということになりますけれども、こちらのほうでないものとして、やはり通所のリハビリに関するもの、こちらについてはないサービスとなっております。それと、あと、施設になりますけれども、開成町にはあるんですけれども、老人保健施設、福祉施設というものもないものとなっております。また利用も多い施設でございます。

そして、先ほどのお話、またいでというところなんですけれども、介護老人保健施設につきましては、小田原市5級地ですね、平塚市4級地、秦野市が6級地ということで、高い加算がついているところで利用をしております。また、居宅につきましては、訪問リハビリサービス、こちらのほうも秦野市のほうを利用しております。あと、通所リハビリテーションにつきましても、17名の方が小田原や秦野市を利用しております。

それとあと加算のことなんですけれども、やはりそれぞれ加算がかかっている地域、5級地であったりとか、小田原市とか秦野市とか、山北町もそうなんですけれども、こちらにつきましてはそれぞれの地域の加算で計算をしますの

で、当然利用者負担の加算がついてくることになります。以上です。

4 番 平 野 幾つかの種類がやはり松田では不足していて、どうしても市町をまたぐ利用というのは、どうしてもあると。あと、今回事業募集している小規模多機能なんかもそうですよね。松田にはまだないのでね。こういった場合には地域区分が違う場合は当然加算もあるんだというお答えだったんですが。ということは、これは自己負担も、それからあと自己負担以外の負担ですかね、町とかね、の負担もやはり同じように発生するという理解で大丈夫ですかね。はい、分かりました。

それと、逆のケースも考えられるのかなって、ちょっと思ったんですが。例えば都会のほうから、横浜、川崎、藤沢、厚木、海老名とかね、都会のほうから松田町内にある施設に入る方というのが、ゼロではないはずなんです。その場合には、やはりそこ、松田の施設に払う利用料というのは、今度は0%、加算0%というふうなことでよろしいんですか。あ、やっぱりそうなんですね。そうなるよ…（私語あり）

福 祉 課 長 すみません。町内にある施設、レストフルなんかそうなると思いますけれども、こちらのほうは町外の方、遠くの方、横浜とか、中には東京の方もいらっしゃるかと思うんですけれども、そういう方が利用する際には、松田町としての級地を利用しますので、若干は安くなると。東京とか横浜で利用、施設を利用するよりは安くなると思います。

4 番 平 野 ありがとうございます。そうなのかなと、逆もそうなのかなと思うと、やっぱりそうなんですね。そうすると、本人も安く済んでよかったねということであり、またその方が付属するもとの自治体にとっても、ああ、安く済んでよかったねというようなことになるという考え方なんですね。それはそれで、安く済んでよかったわという話で済めばいいんですが、やっぱりそこで働いている人は地元の間人、東京から来ている人が働くわけではないので、そうすると地域の労働資源、介護に関する本当に乏しい労働資源をやっぱり安く使っちゃうというようなことも、やっぱり問題なのかなというようなことがあります。

それでですね、そういった問題があるなというようなことで、当然担当の方

たち、それから首長の方たちも当然気がついているということで、先ほどの回答の中には、毎年神奈川県町村会を通じて国政へ要望しているというようなお答えがありました。これがちょっと私、この書き方がちょっと分からなかったのは、現在の市町村ごとの地域区分の決定ではなく、地域による区分格差をなくすように要望しているというような書き方だったんですが。つまり、この地域区分の制度自体がよくないんじゃないかというような出し方なんではないでしょうか。うちの地域はゼロの地域だから、3%に上げてくれとかいう、そういう言い方ではなくて、この地域区分自体がよくないという、そういう要望の仕方なんではないでしょうか。

福 祉 課 長 御質問にお答えします。地域ですね、県西地域であれば生活圈、どこも大体一緒なんですけれども、小田原市では5級であったりとか、松田町はその他ということで、格差というのがあること自体がですね、おかしいということで、この部分についての格差をなくす方法として、同じその他にするのか、もしくは同じ5級とかという、7級とかというところの細かいところは決めてはいないんですけれども、そこだから地区によって階級が違うというやり方はやめましょうという意味で上げていると考えております。

4 番 平 野 分かりました。要するに、この生活圈あるいは通勤圏と言ってもいいけど、それが同じだったら格差をなくすようにという言い方で要望していると。分かりました。そうしますと、私もこのことに気がついたのは、去年の暮れの新聞記事で、南足柄、中井、大井町、松田町、開成町の1市4町の首長連名で厚生省に写真、出している写真がね、載った、その新聞記事で気がついたものですから。そうすると、このときの首長の要望も、こういった趣旨でやっていたと。分かりました。ありがとうございます。本当にそうだと思います。うちの地域はゼロだから、3%に上げてくれという、そういう要望より、本当にこの生活圈が同じであれば、同一にしてくれという、それが私も一番よい言い方ではないのかなというふうに思います。

ただ、先ほどのお答えにあったように、この地域区分が見直され、もしパーセンテージがつくということになると、今度は利用者負担額、それからもちろ

ん町の負担ですよね。それにも影響が出てくるんだというようなことがあります。この影響はどのくらいの差が出てくるものなのか。ちょっと介護保険の報酬の出し方って、すごく難しい計算なので、単純計算ではないと思うので、難しいと思うんですが、何かこのくらいみたいな、何か目安があれば教えてください。

福祉課長 昨年度、令和4年度の実績に基づいて、これが全部松田町のその他の区分として給付があったものとして考えたときにですね、7級地、隣の山北と同じような状況ですと、年間の話になりますが、町の負担につきましては1,300万ほど増えます。利用者負担につきましては、年間で150万ほど増える状況になります。これがまた級地のほうが高くなっていけば、小田原ということになりますと、またぐっと上がりまして、4,400万ほどの町の負担が増えるような形になります。利用者負担につきましてもですね、480万ほど増えるような状況になりますので、やはり加算がつくとそれなりに給付のほうは増えていくし、利用者の負担も上がっていくということになります。以上です。

4番平野 かなりの負担が増えるんだなということが分かりますが。ちょっとこれ、利用者負担のもし3%のところだと、年間150万増というのは、利用者全体という意味ですよね。1人じゃないですよ。

福祉課長 おっしゃるとおり、全体の負担ということになります。

4番平野 本当にこういった負担が出てくるというようなことがあり、そして一方ではこの格差があることによって労働力に非常にかせが出てくるというようなこともあって、本当に難しい、考え方は難しいなと思います。この級地が加算になる、そういうのになると、よかったねでは済まないようなところがやっぱりあります。介護保険の制度というのは、もう本当にただでさえ複雑で、こういった計算も非常に難しく、分かりにくいというふうに思っています。また、これもサービスによってね、全然違ってくるというのもありますし。こうした議論について、先ほどお答えの中では、今後令和5年度に改定を行う介護保険事業計画等策定委員会において十分議論するというような回答がありましたけれども、こういった専門的な委員会でももちろん議論をするのが大事なんですけど、町

民に対してもやはり分かりにくいんですけれども、理解を、まずこういった議論があることさえ町民知らないんですよ。そういったところから少しずつ話をして、課題を共有していくというのがまず必要ではないのかなと思うんですが、こういった課題共有のチャンスというか、そういうものはあるんでしょうか。

福祉課長 課題を共有するチャンスとなりますと、やはりホームページであつたりとか、広報であつたりとか、もしくはこの策定委員会を行うに当たってですね、公募もしておりますので、ぜひともこの一般の方からですね、出ていただいて、現状を知っていただくというのも一つの手であると思います。

4番平野 ほんとね、ホームページで知らせて、おう、分かったというふうに分かる町民が、一体何人いるかは本当に不明なんですけれども、まずは知らせることからしか始まらないし、そして私たち議員も町民に一番近いところにいるわけですので、やっぱりそういった話題について、何かの折に出していかないといけないのかなというふうには思っております。本当にこうしたところで、町民の声も聞きながら、こういった策定委員会で本当に議論をしっかりといただいて、取り組んでいってほしいなというふうに思っております。

こういった問題がすごいあるんですけれども、先日公募をするということで、全員協議会でも説明があつた小規模多機能型居宅介護施設整備事業なんですけれども、もう公募が始まって、私もホームページを見させていただいておりますが、6月10日が締切りということで、この定例会が終わったらすぐに締切りがくるんだなということですが、本当にここで手を挙げてくださる事業者があるのかというのがまずほんと一つのね、ハードルかなというふうに思っております。また、この事業者が現れたということになったところで、今度はそれがね、実際につくられたということであつたとしても、あそこで働く方が何人集まるのかなというのがまた問題になってくるというようなことだと思うんですが。なかなか今の段階では、何か動きはあるんでしょうかね。まだあまり、締切り前ですからね。こういったことになると、一番最初の私のリード文にあつたように、ハードがせつかくあつても介護ができない、それから保険料を出し

てきたのに介護サービスが受けられないというようなことが現実だにだんだん
っていくんではないかなというふうに危惧しております。

この介護報酬の地域区分の近隣の市町とのギャップというのが、やっぱりな
いようにしていくべきではないかなと思うんですね。こういった負担のところ
があるにしても。また、町内で働く方、介護職に就く方のインセンティブなん
かも考えていかなきゃいけないというふうに思うですけれども、介護制度とい
うのは国の大まかな方針、それから流れというか、そういうものも改定、改定
がされてしまいます。そういった中で、各市町が今やれることというのはすご
く限られているんじゃないかなというふうには思うですけれども、どんなこ
とがやれるのかという、何かそういった考え方、聞かせていただければなとい
うふうに思いますけれども、どうでしょうか。

福 祉 課 長 やれること、なかなかこれだというのが難しい部分ではあるんですけれども、
やはり人材の確保というのがどうしても小規模多機能を造るに当たっても、や
はりどうしても問題になってきます。ですので、この辺りをですね、どうにか
人がこちらの松田町にある施設に入っただけのような形でですね、募集で
きるような形の何か予算をつけられるような形で検討していければと。当然、
理事者の御理解も必要になってくるかと思うんですが、何かこういうような方
法を考えましてですね、何とか人材を確保して、先ほど議員さんがおっしゃ
たとおり、施設があっても介護なしにならないような形で進めていければと思
っております。

4 番 平 野 そうですね、本当に少しずつやれることを見つけて対処していくというのが、
まずは必要であることは確かなので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ちょうどこの冬に南足柄に樋口恵子さん、袖井孝子さんが講演にいらっしや
って、「人生100年時代の社会参加と生きがい」というね、お話を聞いてきま
した。この方たちは介護保険の創設当時からの制度を見守ってきた方々なん
ですけれども、介護の社会化というのをずっと歩みを止めずに取り組まれてき
た方たち、やはりその方たちの言葉の中にも、何かちょっと暗雲がたれ込んで
いるかなというふうに感じたところでした。

また、新聞などでは労働力不足、全体のね、労働力不足もだんだんはつきりしてきて、70歳まで働くというような社会が現実のものとなってきています。その一方で、介護が最も厳しく、深刻になると言われているのは、2035年ですか、そういう問題があると。もうこの辺りを考えると、働かなきゃいけない、70歳まで働かなきゃいけない。だけれども、親の介護が出てきたりする。もしかしたら自分も介護になっているかもしれない。それを考えると、非常に危うい社会。もしこのまま放置すると、現在子育てを頑張っている方々、その世代が、子育てが一息ついたなと思った途端に、こういった介護の問題がばあっと大きくなるというようなことも想像できます。そういったところで、大きな話になるので、最後には町長、こういった状況はどのように対処していけばいいのか、何かお考えがありますでしょうか。

町長 2025年問題というのは、もう随分前から言われていたことですよ。（「35年。」の声あり）いやいや、まず25年問題で。75歳以上、団塊の世代の方々が75歳を迎えると。そのプラス10年ということは、もう85歳。今まさにおっしゃられるようなことが、もう想像ができて、人生100歳時代と言われるように、どんどんどんどん元気な方々が増えているわけですから、先もって対応していくというのは当然なことだというふうに思っています。今後これから介護の策定ということで、先ほどちょっとお話をうちのほうからもさせていただきましたけれども、やはり今のこの介護…法律の中で報酬の金額がやっぱり決まっちゃってるというところで、その中で独自で何かできないかという部分は、担当課の中でもよく話をしているところでもあります。ですので、今の現在のところ、町の中での知恵が出てないところもありますから、ちょっとほかに自治体で解釈だとかということの中で、知恵が出ているようなところなんかがあるんじゃないかなと思うので、その辺のことをちょっと勉強させてもらいながらですね、もう先が見えているので、その先に向かって対応を少なからずやっぴかなきゃいけないと思います。

ただ、いずれにしろ大切なのは人材確保といった部分で言うと、やはり生活ができるほどの給与がある程度確保できるということが必要になってくるんだ

と思います。ひとときは幼稚園の先生とか保育園の先生がいないと騒いでいるのと同じで、これからはこういった介護人材が不足しているということは非常に分かっているわけですから、恐らくお金だけの問題じゃないというのは承知していますけれども、まず生活ができるような、安定したね、生活ができるようなことで、町としても報酬だとかそういったことの待遇だとかいうことが対応できるように、いろいろ研究してまいりたいとは考えてます。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。本当に大きな話にまとめてしまいますけれども、このケアに関しても、この町を中心とした広域、この広域でしっかりと取り組むことによって、何か神奈川県西でうまく人材をやりとりしながら、何とか対応ができていくといいなというふうに思っております。これは本当に希望ですみませんが、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第6号、平野由里子君の一般質問を終わります。少々お待ちください。

受付番号第7号、古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 古 谷 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員、第2番 古谷星工人。件名、自然災害における被害防止策について。

要旨。近年の地球温暖化による局地的大雨、台風の巨大化に伴い被害が懸念され、被害を最小限に抑えるためには事前の対策は必要と考えます。そこで、次のことについてお伺いいたします。

(1) 町道、河川の危険箇所の把握とその対応策についてお伺いいたします。

(2) ナラ枯れが町全域で増加傾向にあると思われませんが、枯れ木の倒木被害防止策についてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

町 長 古谷議員の御質問に順次お答えをいたします。我が国は地理的条件から様々な災害が発生しやすい特性を有しておりますが、加えて昨今の気候変動の影響は過言できない状況であると思慮しております。そのような中、町の総合的な防災対策といたしましては、松田町地域防災計画に基づき、町民一人一人が自

らの地域と身体の安全は自らが守るという理念を掲げ、多様な主体が協働して減災活動に取り組んでいるところでもあります。

それでは、1つ目の御質問にお答えいたします。令和元年に被害をもたらしました台風19号以降、町内における大規模な被災箇所は、令和3年7月豪雨で国道246号ののり面崩落、同年8月豪雨で川音川の増水による県道710号の道路の崩落がありました。町が管理いたします町道また農道等につきましても、過去の台風や豪雨でののり面崩落に伴う土砂流出や倒木が発生した箇所を広く把握しており、また道路以外でも土砂災害警戒区域や大規模な盛土造成地に関しましては定期的に実施しているパトロールの際はもちろんのこと、暴風雨や降雪時の緊急パトロールを実施する際にも重点的に注視し、状況の変化を把握しています。

河川につきましても、神奈川県所管の酒匂川、川音川、中津川及び虫沢川などの2級河川を除く小規模な沢や水路等を町が管理しておりますが、主に渇水時にパトロールを実施し、出水時に備えて流路内の倒木など障害物の状況を把握し、必要に応じて撤去作業を行っております。平時に確認等を有する箇所につきましても、このほかにも地域の皆様方からお寄せいただくケースがありますが、道路や河川等に生じた変化や御不安に関する情報には速やかに状況の確認、対応することで、さらなる事前対策の強化を図っています。

町道等をはじめとする施設管理者といたしましては、平時におけるパトロールを注意深く地道に実施するとともに、自然災害の発災時だけでなく、平時においても自主防災会など地域の皆様方や関係機関と情報共有を図り、連携協力を密にして、今後も適時適切に対応してまいります。

次に、2つ目の御質問のナラ枯れなどによる倒木被害防止策についてお答えをいたします。まず、ナラ枯れ被害の状況の推移でございますが、神奈川県と松田町の被害状況につきましては、平成29年度、神奈川県内で確認され、令和元年度に松田町で初めて被害が確認されました。

被害面積、被害本数につきましては、神奈川県による衛星デジタル画像データを用いた調査結果によるものにて被害状況を申し上げますと、令和元年度は

県全体で被害本数が1,844本、被害面積13.8ヘクタールに対し、松田町では42本、0.7ヘクタールでございました。令和2年度につきましては、神奈川県全体で被害本数が約10倍のですね、1万9,694本、被害面積は259.4ヘクタール、松田町は25倍ぐらいになりますけども、1,067本、16.4ヘクタール。令和3年度は県全体で被害本数が前の年と比べて約1.4倍の2万8,991本、31.7ヘクタールに対し、松田町は前の年と比べ1.7倍のですね、1,727本、1.73ヘクタールであり、神奈川県・松田町ともに年々増加しております。

さて、議員の御質問の倒木被害防止策についてでございますが、先ほど述べた被害状況の増加から、町では令和4年度当初予算からナラ枯れ対策事業として支障木伐採委託料の費用を計上しております。この予算につきましては、県の森林病虫害等防除事業費補助金により4分の3の補助を受け実施するもので、令和4年度は町道25号線下の町有林のコナラを伐倒、燻蒸処理をいたしました。令和5年度の予算につきましても、同様に計上し対応しているところでもございます。

枯れ木の倒木被害防止に関する具体的な駆除等の手法につきましては、神奈川県ガイドラインに基づく手法により実施するもので、倒木駆除、立木燻蒸、資材被膜、粘着シート被膜など、支障木や現場の状況に応じて実施しております。今後も枯れ木の倒木対策といたしまして、道路、農林道のパトロールや地域からの情報、県の調査の結果等をもとに、安全に支障のある対象の把握に努め、優先順位や最善の手法を考え、ケースごとに対応してまいります。以上でございます。

2 番 古 谷 それでは、何点かですね、一般質問…再質問させていただきたいというように思います。

まず1つ目のですね、町道・河川の危険箇所の把握とその対応策についてお伺いしたいというように思います。まず、先日の台風2号の大雨の状況はですね、町長の朝の挨拶の中でもありましたとおりですね、倒木の被害が少しあったということで、大きな被害がなかったことで、不幸中の幸いかなというように思っております。私も、いつも大雨が、雨が気になっていまして、田代橋に

ですね、神奈川県雨量計があります。スマホでいつでも確認できますので、結構雨が降るときにはいつも確認をしておりますけども、今回はですね、非常に長い時間雨が降って、時間雨量が40ミリ、50ミリというのがなかったんですね。20ミリまでが長い時間降ってということで、累計雨量200ミリになったのが、たしか10時過ぎぐらいで県道が通行止めになったというメールも流れてきました。最終的には300ミリぐらい降ったのかなというふうに確認しております。

そういう状況の中でですね、町道を含め、河川・用水路等ですね、危険個所の把握はどのようにされているのか。また、直さなきゃいけないような場合にはね、どういうふうな対応策をとって優先順位をやっているのか、お伺いしたいというように思います。

まちづくり課長　それでは、御質問にお答えをいたします。まずパトロール、特にどういった場所を注視しながらやっているのかという御質問でございます。先ほど答弁のほうでも申し上げましたが、平時と緊急時という大きいくりとですね、また、道路及び河川という考え方があろうと思います。加えて、ちょっと大きい区分で申しますと、松田地区と寄地区、やはり地域特性が違いますので、細かい箇所については少し細かくなってしまうので控えますが、大きく申し上げますと、松田地区に関してはいわゆる大きい河川の、河川の水位、こういったものをよく注視しながら、あとは山際ですね、側道、こういったところのパトロールが主に中心となっていくのかなと考えてございます。

また、寄地区に関しましては、こちらについては山間部の主要幹線道路、町道の部分ですね、ここを中心に確認をさせていただくと。今回も、よくパターンとして多いのがですね、萱沼地区の寄2号ですとか、また虫沢地区の寄11号の町道のところでですね、よく被災に陥りやすいという状況でございます。

なお、この対応というのは、じゃあどのようにしているのかと。今回の場合で申し上げますと、まさに被災時にはなかなか動けないところもございます。これが雨がやんだタイミングでですね、翌日早々にパトロールを順次させていただきました。そして職員ができる対応というのはさせていただいて、業者に

お願いするような倒木、こういったものは早急に業者に確認をして対応してご
ざいます。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。松田地区・寄地区とですね、ちょっと分けてパト
ロールをしているというような内容だったかと思います。人間ドックの早期発
見みたいなもので、早めですね、対応していけばですね、お金のほうも処理、
修繕がですね、少なくとも済むというようなことがありますので、この辺は事前
の対策をすることによって減災にもなりますので、引き続きですね、こまめに
パトロールをしていただき、被害防止に努めていただきたいなというように考
えます。

それから、今ちょっと話が出ましたけども、実際の大雨、大風のときにです
ね、災害時のパトロールの件です。これは非常に危険を伴いますので、一旦で
すね、落ち着いたところでの被害調査になろうかと思えますけれども、これで
現場にはどうしても入れない場所もあろうかと思えますので、最近ではよくド
ローンの活用等が言われております。この辺、松田にもドローンの会社がある
ようですので、この辺、連携等は考えているか、ちょっとお伺いしたいという
ように思います。

安全防災担当室長 ドローンの活用の件をしたいと思います。ドローンは有効に活用すれば
大変効果的な機材だと思っています。今年度からですね、小田原消防のほうも
ドローン隊が編成をされて、災害時、それを活用することになっています。彼
らは組織的にちょっと活動できるというところで、かなり実際被災したときは
活躍してくれるものと考えています。今あったドローンの活用につきまして
も、台風が実際来たり、災害時は少し飛べなかったり、ドローンというのはど
うしても飛行時間が限定されたり、欠点もあるんですけども、そういった降
った後の被害状況の確認だとか、民間業者とできる限りその活用を検討いたし
まして、今後検討していきたいと考えています。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。今、突然ですね、ドローンの活用なんていう話を
させていただきましたけれども、5月の3日頃…6日頃かな、すごい強風があ
ったんですけども、そのときにですね、ちょっとドローンを飛ばしていた人が

いまして、すごい映像がきれいに撮れていたものですから、これがどのくらい活用できるかなということで、今ちょっとお話をさせていただきました。

それと、回答の中にですね、土砂災害警戒区域や大規模な盛土造成という言葉が出てきております。ここで定期的に行っているパトロールはもちろんのこと、暴風雨や降雪時の緊急パトロールということでもあります。この盛土の関係ですけれども、新しい記憶では熱海の盛土の事故がありました。これはですね、非常に死傷者も出まして、大きな問題になっております。町内にですね、このような大きな盛土等、またもしあればですね、現状はどうなっていて、安全なのか、その辺をちょっと、つかんでいるところがあれば教えていただきたいというように思います。

まちづくり課長　　今、盛土の関係ということで御質問がございました。土砂災害としてのですね、全体的にはハザードマップなんかを見れば、土砂災害の警戒区域と、非常に大きく、寄地区なんかというのは相当網羅されてしまっているという状況でございます。そのような中、盛土というのがどのように…先ほどおっしゃっていただいた熱海の件に端を発してですね、これについては国としても大きい法規制の改正という流れの中で、今、動きはございます。

そのような中、まち内の中でどういったところ、危険箇所を把握しているかということでございます。国が示すですね、盛土の宅地…いわゆる盛土の関係というのが規制されているのが、宅地造成規制法という法律になります。その中の概念に合致いたしますのは、寄11号線沿いに1か所ございました。これは県の基準に基づいて調査をした結果でございます。その他盛土、土に絡むものということでございますれば、従前よりお話があって、我々も今、注視しております松田山に係る一定の盛土、また湯の沢地区の河川、こういったところに土砂の関係で問題があります。一概にこの盛土というその概念がですね、いろんなケースがございますが、まず今おっしゃっていただいた盛土の法的な部分で申し上げれば、寄11号の龍王寺さんの近くのところに1か所ということでございます。

2 番 古 谷　　寄11号というと、私が住んでいるところの龍王寺の近くということで、あの

擁壁を高く積んだところですか。あ、そうですか。あれ、もう30年ぐらい前にできたのかなとは思いますが。ちょっと今、思い出してみますと、一旦工事を始めて、基礎まで造って、それを壊してまた新たに造り直したという何か記憶があります。これは要するに基準に合っていなかったからやり直したかなというような、ちょっと今、ふと思い出しましたけども。あそこが盛土で宅地造成したところのということで、分かりました。

いろいろ県道沿いにも、一丁目辺りに盛土したところがあります。あれも途中まで盛土終わっちゃってますけども、あの後、被害はないようなふうには感じていますが、非常に危険ということでもありますので、時々パトロールのほうが必要かなというように思います。

それから、あと河川のことを、これは県の管理になりますけども、河川の関係なんですが、台風19号、2019年の19号ですね。このときに大分、虫沢川は被害を受けております。去年やっとですね、1か所改修が終わりまして、まだ何か所か残っております。この辺についてですね、ここ1か月ぐらいの間で測量を実施していました。これがその改修工事の測量なのか、河川整理なのか、虫沢川のための測量なのか、この辺ちょっとつかんでいるところがあれば、お聞きしたいというふうに思います。

まちづくり課長 今、虫沢川のことに関してということでお答えをさせていただきます。把握している内容でございます。実は最近ですね、地域のほうで様々な動きがございました。虫沢地区に関して、過去をちょっと遡りますけれども、平成29年に地域から要望を頂戴しております。虫沢川の河川改修等についての要望書というのが町側に頂いて、これに関しては所管される県西土木さんのほうに申達をさせていただきます。ただですね、その後の状況がどうなのかというところで、なかなか工事のほうが進んでいるのかというようなお話が、ちょうどここ、タイムリーにございました。そのような中ですね、土木事務所のほうに確認に行っていました。議員がおっしゃるようになりますね、現地測量に今、入っていて、ある程度の成果が出ております。課題の箇所というのがですね、地元からも堰堤の破損箇所、また洗掘されている護岸の話がございます。こういった箇所の

把握は土木さんのほうもしておられました。つきましては、順次、必要な箇所、優先順位をつけてですね、対応されるというようなお話を聞いてございます。具体的なお話は、さすがに我々のほうでは言及できないんですけども、そのような情報を頂いております。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。みんな集まればですね、いつもこの台風の後の復旧が全然進んでないじゃないかというような話になってきています。虫沢川はですね、地域の方が年に4回、草刈りをしております。常にごみ拾ったり、流木を取ったりですね、しておりますので、虫沢の人というのは非常に虫沢川を愛しているというか、そんな形で常に見ておりますので、できれば早い時期にですね、復旧工事が終わるように。今回の雨も非常に心配していました。先ほど言いましたように、大雨で、雨は降ったんですけども、時間雨量がそんなに多くはなかったということで、それほど堰堤が崩れるようなことはなかったんですが、これ、もしですね、30ミリ、50ミリ降るようなことがあれば、大きな石が流れて堰堤を崩していくようなことがあるかと思っておりますので、ぜひですね、神奈川県さんとは連携をとっていただいて、早めの復旧ができるように御尽力いただきたいなというように思います。

次の2つ目の質問に入らせていただきます。ナラ枯れの件です。県のデータをもとに、非常に細かい数字まで挙げていただきまして、大変ありがとうございます。すごい勢いで増えてきました。こんなに増えたのかなということで、びっくりしておりますけども。その中でですね、やっぱり一番心配しているのは、相模原でキャンプ場で宿泊していた人が潰されて死傷者が出たということを知っています。私も養魚組合の関係でマス釣り場へ行っておりますけども、ここで1本ですね、枝がばらばらばらばら落っこってきたので見ましたら、もう枯れていまして、これ、撤去しなきゃいけないということで、近々やるような段取りもしてありますが、非常に怖い。いつ折れるか分からない状況ですので、こういう対策が必要かというふうに思います。

県の補助が令和4年度、私、調べましたら60万の補助がありました。委託料で60万ですね。それで、実際にこれを使って処理をしたということなんですけ

ども、60万でどのくらいできるのかなというふうな心配もしていますが、令和5年度も同じ60万かというふうに思いますけども、この辺を有効活用していただいて、進めていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど町対応したところのですね、現物の燻蒸処理をしたというように報告、回答がありましたけども、この燻蒸処理、これはしなきゃいけないものなのかどうか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

観光経済課長 昨年の町道25号線の下、伐倒して燻蒸したということで答弁を書かせていただいたんですが、伐倒だけでは虫が駆除はできません。虫を駆除して、飛び立つことを食い止め、他の木に被害を及ぼさないようにしなければならないので、伐倒処理した後、燻蒸ということで、虫を必ず殺傷するというので、そういった処理をいたしました。ですので、燻蒸処理というのは、被害拡大…のためには必要なものでございます。

2番古谷 これ、行政がやればこういうこともできると思うんですけども、一般の地権者の方がですね、ナラ枯れで伐採して燻蒸までというのは、なかなかできないというふうに思います。これが一つの課題かなというふうに考えますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それとあと、今のナラ枯れだと思うんですが、この前もちょっとまちづくり課のほうとはちょっと話をさせていただいていますけども、先端の枝先が大分町道に落ちこちてるということで、地域の方から連絡がありまして、現場を見に行きました。そうしたら、もう私が抱えても抱えきれないような木がですね、道路のほうに倒れかかっています。もう枯れていますので、いつ落ちるか分からないような状況になっております。これは民地上にあると思うんですけども、この辺の対応策、いい方法があればですね、地権者の方に話をするものなのか、もし町のほうでできるものなのか、ちょっとお伺いできればというふうに思います。

観光経済課長 大前提としまして、県のガイドラインというのがありまして、森林病害虫等の被害対策は、森林所有者または管理者が実現することが前提となっております。松田町も県のガイドラインに基づき実施するものとなっておりますので、

民地であると大変申し訳ございませんが、原則は町で対応できないものとなっております。しかしながら、安全面の確保とか、そういったものが最優先にしなきゃいけないものもございまして、景観面の保全や歴史的・文化的価値のある保全も優先して実施する、被害対策を実施するというのがガイドラインにございますので、一度現場を見させた中、見た中で、それで判断していくという状況と思います。町道沿いということで、ちょっと補足を、まちづくり課長、お願いいたします。

まちづくり課長　ただいま町道沿いにこういった支障木があるというお話でございます。施設管理者といたしましては、やはり安全確保が第一でございます。そういった面から、直ちにとり部分ですね、非常にその危険度も含めたところをしっかりと確認させていただいて、その上でしかるべき処理をと。先ほど観光経済課長が述べました、その基準、考え方というところが何かに該当するかというのは、ちょっとこの場でお約束できるものではございませんが、まずは検討させていただきたいと思います。

2 番 古 谷　ありがとうございます。今おっしゃるとおりかなというふうには思いますので、それ以上のことは求めないようになりたいというふうに思います。

それと、もう1点ですね、この枯れ木等ですね、通学路上にあるかないかという点検されているのかどうか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

観 光 経 済 課 長　現状では学校関係者や保護者、または地域の方々からそういった情報は寄せられておりません。ただ、先ほどの答弁にありましてとおり、空撮によって点々点というように、マップにこういうように写真としてあるものもございまして、ちょっと分かりにくいものでございますが、4年度、まだ結果は出ておりませんが、その結果で写真とかそういったデータを見て、もしあるようでしたら、そういうところを優先してやるように、事故あってはいけませんので、優先してやるようだというふうに考えております。現状ではそういった情報はございません。

2 番 古 谷　ありがとうございました。子供さん持っておられる方は非常に気にされています。これだけナラ枯れが多いとですね、いつ子供に落っこってくるか分かり

ませんので、ぜひ対応のほうをしていただきたいというように思います。

最後になりますけども、観光経済課なりまちづくりのほうで今日回答頂きましたけども、情報をですね、共有しながら、倒木の被害防止に努めていただくようにですね、お願いしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議

長 以上で受付番号第7号、古谷星工人君の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定しました日程の全てが終了しました。本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださりますようお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(16時06分)